

Marine Stewardship Council

MSC 漁業認證要求事項



第 2 版、2014 年 10 月 1 日

著作権表示

「MSC 漁業認証要求事項」とその内容の著作権は Marine Stewardship Council（海洋管理協議会）に帰属する。 - 不許複製・禁無断転載

この規準の公用語は英語である。正式文書は MSC のウェブサイト www.msc.org に公開されている。コピー、版、または翻訳によって相違のある場合、英語の正式文書を参照し、それに準拠しなければならない。

MSC は、部分的、全体的かを問わず、この内容のいかなる修正をも禁じる。

Marine Stewardship Council
Marine House
1 Snow Hill
London EC1A 2DH
United Kingdom

Phone: + 44 (0) 20 7246 8900

Fax: + 44 (0) 20 7246 8901

Email: standards@msc.org

本規準の責任

本規準に関する責任は MSC が有する。

使用にあたっては、本文書並びに関連文書が最新版であることを確認しなければならない。最新の正式文書は MSC のウェブサイト www.msc.org に公開されている。

バージョン履歴

版	発行日	改訂内容
協議草案	2011 年 1 月 17 日	協議用の MSC スキーム共通要求事項の初版発行。
0.0	2011 年 3 月 7 日	MSC と認証機関との協議による改訂草案の初校。
0.8	2011 年 5 月 19 日	MSC 技術諮問委員会 (TAB) による最終見直し、承認のための草案発行。
1.0	2011 年 8 月 15 日	認証機関申請用の第 1 版発行。
1.1	2011 年 10 月 24 日	グループ CoC 要求事項を組み入れ、タイプミスやページ番号、参照間違い及び解読不能のフローチャートの校正発行。
1.2	2012 年 1 月 10 日	再認証、異議申し立て手続き、二枚貝漁業の審査に適用する標準審査の修正ツリー、実施期限及び ASC 要求事項への変更を承認した TAB 20 を組み入れた版の発行。 少量の編集、参照事項の間違い及び不足、タイプミス、解読不能な図の校正。
1.3	2013 年 1 月 14 日	変更を承認する TAB21 及び BoT を組み入れた版を発行。 少量の編集や明瞭化を含む。
2.0	2014 年 10 月 1 日	時間とコストの見直しによる、漁業認証規準の確認及び認証機関による手順の変更を受けて行われた規準改訂を組み入れた版の発行

海洋管理協議会

ビジョン

世界中の海が生命にあふれ、現在そして将来の世代にわたり水産物の供給が確保されること、これが MSC のビジョンである。

使命

エコラベルと漁業認証制度を通じて、持続可能な漁業を認識し報奨するとともに、水産物を購入する際の消費者の選択に影響をもたらし、パートナーと共に水産物市場を持続可能なものへと転換することで、世界の海洋保全に貢献すること、これが MSC の使命である。

焦点

MSC は変革を推進するために漁業や小売業者、加工業者、消費者等と協働し、自ら策定した環境規準及び独立性への妥協を許さず、世界で最も信頼され、認識度の高い、確実な水産物のエコラベルを通じ、世界有数の天然魚漁業認証プログラムを提供し続けることに一意専心する。

はじめに

漁業認証

MSCの持続可能な漁業と水産物のトレーサビリティ規準は、ステークホルダーとのグローバルな協議を通じて策定されたものである。これによって、MSCラベル表示の水産物は、供給元である持続可能な漁業まで遡って追跡することができる製品であることの確証が得られるのである。

MSC規準及び要求事項は、認証及びエコラベル制度のベストプラクティスのための国際的なガイドラインに準拠している。

適切に管理された持続可能な漁業であることを主張するためには、MSC漁業認証規準の要求事項に準拠していなければならない。

世界各国の漁業によって推進されている適切な管理方策は、生計の安定、次世代のための漁業資源の確保、そして海洋環境の保全に貢献している。持続可能な漁業は、独立第三者機関による信頼性の高い審査によって、科学的根拠に基づくMSCの持続可能な漁業のための環境規準を順守しているとして認証される。これにより、持続可能な漁業は水産市場において認識され、報奨される。また、消費者は、適切に管理された持続可能な漁業を供給元とする水産製品を購入しているという安心を得られる。

MSC規準は、セクション7.4の要求事項を満たす天然魚漁獲漁業に適用される。

MSC漁業規準は三原則から成り立っている。

原則1：持続可能な漁獲対象資源

漁業は、過剰漁獲もしくは枯渇を引き起こさない方法で行わなければならない。枯渇状態にある固体群については、回復が実証できる方法で漁業が行われなければならない。

原則2：漁業の環境への影響

漁業活動は、漁業が依存する生態系（生息域や相互依存種、生態学的関連種を含む）の構造、生産力、機能、多様性を維持できるものでなければならない。

原則3：適切な管理

漁業は、地域や国内、国際的な法と規制を尊重し、責任ある持続可能な資源利用を義務付ける制度及び運営体制を有する適切な管理システムが必要である。

実施期限


発行日

公開日：2014年10月1日

発行日：2015年4月1日

手順に関する要求事項と、規準に関する要求事項とは実施期限が異なる。同じ文書に含まれてはいるものの、MSC 漁業規準は附属文書 S 類に、手順への要求事項は漁業認証要求事項の本文、及び附属文書 P 類に記載されている。

発行日以降に開始される初回本審査については、漁業認証要求事項第 2 版の規準への新たな要求事項を順守し、RBF（附属文書 PF）を含む新規手順を適用しなければならない。

MSC 既存漁業（発行日より前に審査入りした、あるいは認証を取得した漁業）については、2015年4月1日以降に開始される初回審査、監査、認証範囲の拡張、再認証審査を含むその他の審査を、漁業認証要求事項第 2.0 版に含まれる手順に関する新たな要求事項（附属文書 PF の RBF 要求事項を除く）に従って実施しなければならない。規準への要求事項第 1.3 版をまだ使用している既存漁業は、認証要求事項第 1.3（附属文書 CC）に記載されている RBF 要求事項を適用しなければならないが、漁業認証要求事項第 2.0 版、附属文書 PF の RBF 手順の適用申請をし、承認された漁業はこの限りではない。申請内容は、認証要求事項の版による違いをどのように考慮し、附属文書 PF のどのセクションを適用すべきかを明確にするものでなければならない。 

既存漁業（審査中もしくは認証取得漁業）は、2017年10月1日以降に開始される最初の再認証審査において、規準への新たな要求事項と共に RBF（附属文書 PF）を適用しなければならない。

手順及び規準に関する新たな要求事項の公開日である 2014年10月1日以降は、どの漁業も、彼らが希望し、認証機関がその意思を確認することができれば、それを適用することができる。

2012年3月10日前に本審査入りし、2014年12月1日までに公開用認証報告書案を公開していない漁業は漁業認証要求事項 7.3 を適用しなければならない。

認証機関は、本審査入りの発表から認証までの段階、及び監査において、同じ漁業認証要求事項のバージョンを使用しなければならない。但し、漁業認証要求事項セクション 7.3.3～4 に示されているように、審査に遅れが生じている場合や RBF 手順の特例が適用される場合にはこの限りではない。

再確認

漁業認証要求事項 1 から附属文書 PF までのセクションは、認証機関が漁業を審査する際の手順を示している。これらの文書は毎年改訂される。

附属文書 SA～SD は MSC 漁業認証規準である。これらの附属文書については、ISEAL、社会環境基準設定のための適正実施規範に則った規準の見直しの一環としてのみ改訂される。次の規準見直しは 2019 年に予定されている。

MSC では、漁業規準に関するご意見を随時受け付けております。頂いたご意見は次回の見直しの参考にさせていただきますので、郵送もしくはメールにて本文書の冒頭に記載されている連絡先までお寄せください。

MSC の方針策定プロセス並びに規準策定の手順に関する詳細は、MSC 方針ウェブサイト及び MSC のウェブサイトをご覧ください。

本文書の概要

MSC 漁業認証要求事項は以下のセクションから構成されている。

1. 3つの原則からなる MSC 漁業認証規準と、漁業の種類によって適用される修正規準（附属文書 SA, SB, SC 及び SD）。
2. MSC 漁業認証規準へのガイダンス（附属文書 GSA, GSB, GSC 及び GSD）。
3. セクション 1~8 及び手順に関する附属文書 PA~PF。
4. セクション 1~8 のガイダンス、及び手順に関する附属文書 PA~PF のガイダンス（GPA ~GPX）。

漁業認証要求事項

MSC 漁業認証要求事項の目的は以下の通りである。

1. 一貫性のある認証要求事項の確立により、すべての認証機関が一貫性のある統制された方法で業務を実施できるようにする。
2. 政府や国際機関（規制機関や管理機関を含む）、認証機関、水産物や水産製品のサプライヤー、NGO、消費者を含む潜在的なステークホルダーに信頼される国際的な認証プログラムに必要な透明性を確立する。
3. 長期にわたる一貫性のある MSC 認証を確証するための証拠文書の提供する。

ガイダンス

MSC 漁業認証要求事項に対する認証機関の理解を深めるために、MSC 漁業認証要求事項のガイダンス（GFCR）が策定された。

ガイダンスは以下を目的としている。

認証機関の疑問を解消

MSC の懸念を解消

MSC 及び認証機関スタッフの研修の教材として使用

特殊事例における手順の解説。

その他、以下のために MSC 漁業認証規準のガイダンスが策定された。

- 附属文書 SA に規定されている審査要求事項の特定項目における MSC の意図を明確にし、認証機関が一貫性のある統制のとれた方法で業務を実施できるようにする。
- 政府や漁業管理機関、認証機関、水産物や水産製品のサプライヤー、NGO、消費者を含むステークホルダーに信頼される国際的な認証プログラムに必要な透明性を確立する。

- MSC エコラベルが表示されている水産物や水産製品の供給元が、MSC の原則と基準によって定義される、適切に管理された持続可能な漁業であることを確実に保証するシステムを明記。

ガイダンスが記載されている条項については、漁業認証要求事項の条項の見出しと番号と一致させ、その前にガイダンスであることを示す「G」の頭文字を表記した。

MSC では、MSC 漁業認証要求事項と MSC 漁業認証要求事項のガイダンス（GFCR）を併せて熟読することを認証機関に推奨している。MSC 漁業認証要求事項の文章はガイダンスに引用されていない。

主な見出し内容、もしくは特定の条項に対してガイダンスが示されている場合には、見出しもしくは条項の終わりに■のアイコンが表示され、重要なガイダンスの場合には!!が表示されている。それぞれのアイコンには関連ガイダンスのハイパーリンクが設定されている。

審査能力

本ガイダンスそのものに審査能力は無いものの、本文書内の重要ガイダンスを認証機関が審査に適用することが期待されている。適用しない場合には明確な根拠がなければならない。認定機関は、漁業認証要求事項の条項への不適合が提起された際に、重要ガイダンスを参照する可能性がある。

重要ガイダンスが示されている場合には!!のアイコンが表示されている。重要ガイダンスは以下を含む場合に示されている。

特殊事例：特定の種類の漁業やデータ、状況に適用される要求事項に関するガイダンス。例えば、LTL（低次栄養段階）固体群を評価するにあたり、管理基準への業績については、生態系における魚種の役割を考慮に入れなければならない、といった内容である。

漁業認証要求事項の条項について、より**明確な実施方法**が示されている場合には、そのガイダンスに従うことが期待されている。他の方法をとる場合には、その根拠を示す必要がある。

重要ガイダンスは、本パラグラフのように、ガイダンス内のサイドバーで示されている。ガイダンス内の▲のアイコンには対応する要求事項のセクションもしくは条項へのハイパーリンクが設定されている。

特例

特例は脚注で示され、以下の内容が含まれている。

- a. 特例の決定責任部門
- b. 決定が行われた日付もしくは会議番号
- c. 特例の発行もしくは失効日
- d. 特例の概要

特例とは、特定の認証申請業者もしくは認証取得業者について、要求事項を全面的あるいは部分的に変更して適用することを認める措置である。

内容

MSC 漁業認証要求事項	11
1 適用範囲	11
2 規范文書	11
3 用語と定義	12
4 一般的な要求事項	12
4.1 MSC への報告書、データ、要請の提出、及び MSC による報告書の公開	12
4.2 協議に関する要求事項	12
4.3 漁業審査における機密情報の使用	13
4.4 情報へのアクセス	13
4.5 秘密保持契約	13
5 構成上の要求事項	14
6 資源に関する要求事項	14
7 手続きに関する要求事項	14
7.1 予備審査	14
7.2 申請の見直し	16
7.3 審査のスケジュール	16
7.4 範囲の確認	17
7.5 審査チームの選定	22
7.6 目標資格発行日の決定	22
7.7 告知のための準備	23
7.8 漁業審査の発表	27
7.9 現地訪問—審査訪問、ステークホルダー協議及び情報の収集	28
7.10 漁業の採点	29
7.11 条件の設定	32
7.12 トレーサビリティシステム及び漁獲物と漁獲製品が CoC に入る時点についての決定	34
7.13 クライアントレビュー用予備報告書案	35
7.14 ピアレビュー及びピアレビュー報告書案	36
7.15 パブリックコメント用報告書案	37
7.16 決定	38
7.17 最終報告書	38

Fisheries Certification Requirements

7.18	異議申し立て手続き	39
7.19	公開用認証報告書	39
7.20	認証の決定および認証登録証の発行	40
7.21	認証取得に至らなかった、もしくは認証を取りやめる漁業	40
7.22	漁業認証登録証の範囲拡大（迅速審査）	41
7.23	監査	42
7.24	再審査（更新審査）	47
8	認証機関に対する管理システム要求事項	49

MSC 漁業認証要求事項

1 適用範囲

MSC 漁業認証要求事項は、MSC の漁業認証基準に則って漁業を審査する際に認証機関が使用する。

2 規范文書

以下の文書には、本文書で引用されることによって、MSC 漁業認証要求事項に含まれる規定が盛り込まれている。

文書の日付やバージョンが特定されている場合、それ以前の修正や改正は規范文書として適用されない。認証機関は、文書にどのような変更が加えられたかを理解し、最新の変更を実施するかどうかを考慮するにあたり、最新の改訂および指針を見直すことを推奨する。

日付やバージョンが明記されていない文書に関しては、本文所に別段の記載がない限り、発行されている最新版が適用される。

また、MSC 認証全般要求事項セクション2に記載されている規范文書は MSC 漁業認証要求事項を実行する際にも適用される。

- a. MSC 予備審査報告用テンプレート
- b. 年次予備審査報告用テンプレート
- c. MSC 漁業認証審査入り報告用テンプレート
- d. MSC 通知報告書書式
- e. MSC クライアント文書チェックリスト
- f. 漁業審査に RBF を適用する際の書式
- g. MSC 漁業採点ワークシート（二枚貝およびサケの増殖漁業用の特別版を含む）
- h. MSC RBF ワークシート（オリジナル PSA ワークシート他のオプションを追加）
- i. MSC 本審査報告用テンプレート（二枚貝およびサケの増殖漁業用の特別版を含む）
- j. MSC 漁業審査のピアレビュー用テンプレート
- k. MSC 監査通知用テンプレート
- l. MSC 監査報告用テンプレート
- m. MSC 監査時の情報検討用テンプレート
- n. MSC 再認証軽減審査報告用テンプレート
- o. 認証機関のための MSC データベースユーザー・マニュアル
- p. MSC 変更申請用書式

3 用語と定義

用語及び定義はすべて、MSC 及び MSC I 用語表に明記されている。



MSC 漁業認証要求事項で使用される用語や語句のうち、複数の定義を持つものについては、かかる用語や語句が使用されている本文内で定義されている。

4 一般的な要求事項

4.1 MSCへの報告書、データ、要請の提出、及びMSCによる報告書の公開

- 4.1.1 漁業認証及び漁業監査プロセスの一部として提出する情報とデータについては、認証機関はすべて MSC データベース (eCert) を通して提出しなければならない。

4.2 協議に関する要求事項

- 4.2.1 審査チームが関係するステークホルダーの全ての懸念を把握できるように、認証機関はステークホルダー協議を設けなければならない。
- 4.2.2 各協議期間の開始から 4 日以内に、認証機関は把握している全てのステークホルダーに協議開催の通知を「MSC ステークホルダーインプット用テンプレート」と共に送付しなければならない。 
- 4.2.2.1 MSC のウェブサイト上に情報を掲載したり、MSC の電子メールで通知を送信するだけでは MSC は 4.2.2 の要求事項を満たしたと認めないことに、認証機関は留意しなければならない。
- 4.2.3 認証機関は審査中に受け取ったステークホルダーからのコメントに対し、受け取りから 10 日以内に受領確認をしなければならない。
- 4.2.3.1 認証機関は送られて来たコメントに対し、いつ、どう対応するかを送り主に通知しなければならない。
- 4.2.4 ステークホルダーのコメントは書面でも口頭でも認められる。
- 4.2.5 特定の業績指標 (PI) の評価・採点に RBF が使われる場合、認証機関は PF2.2 「RBF へのステークホルダーの参加」の要求事項に適合するよう、採点に必要な情報を得るためにステークホルダーとの協議を行わなければならない。
- 4.2.6 ステークホルダーからの情報の最終受付日時は、早めに受領する必要がある場合を除いては、協議期間の最終日の 5PM (GMT) とし、認証機関はその旨を協議開催通知書に明記しなければならない。 
- 4.2.7 認証機関は附属文書 GPX に定められている協議に関する指針に従ってもよい。

4.3 漁業審査における機密情報の使用

- 4.3.1 認証機関はステークホルダーに対し、当該漁業に関する懸念や知識を含む情報の提供を差し控えることのないよう、促さなければならない。
- 4.3.2 下記 4.4.1 が適用されない限り、すべてのステークホルダーの間で共有できない情報は、たとえ秘密保持の合意があったとしても以下のことに使用できない旨、認証機関はステークホルダーに通知しなければならない。
 - 4.3.2.1 審査の参考にする。
 - 4.3.2.2 審査結論の判断に使用する。
 - 4.3.2.3 認証への異議申し立ての根拠にする。
- 4.3.3 認証機関は機密となる情報が、確実に以下のことに限られるようにしなければならない。
 - 4.3.3.1 認証に関する会計取引。
 - 4.3.3.2 個々の企業の財政や、この財政情報が漏えいにつながる情報。
 - 4.3.3.3 クライアントが属する国の国家機密やデータ保護法令の対象となる情報。
- 4.3.4 もし情報提供先から機密として扱う要求があった情報の中に、4.3.3 に当てはまらない情報があり、その使用を希望する場合、認証機関は 4.3.3 に規定されている要求事項の特例を MSC に申請しなければならない。
 - 4.3.4.1 MSC にその特例が承認された場合、認証機関はその情報を使用することができる。

4.4 情報へのアクセス

- 4.4.1 ある PI に関する審査チームの採点根拠をステークホルダーが適切に見直す為に必要な情報が未公開であった場合、認証機関は、ステークホルダーに対して確実に当該情報を提供しなければならない。
 - 4.4.1.1 認証機関は、パブクリックコメント用報告書案を掲載する前に、未公開の重要情報を提供しなければならず、認証に関する決定が降りるまで、審査の各段階において情報が確実に入手できるようにしなければならない。
 - 4.4.1.2 認証機関は、未公開情報が、ピアレビューされた文献や、灰色文献を含まないことに留意しなければならない。
 - 4.4.1.3 ステークホルダーに提供できていさえすれば、当該情報をパブリックドメインで提供する必要がない旨、留意しなければならない。

4.5 秘密保持契約

- 4.5.1 重要な情報の所有者が、その情報へのアクセスに先立ち、ステークホルダーに対し、機密保持契約への署名を求める場合がある。その場合、認証機関は以下の手続きを踏まなければならない。
 - 4.5.1.1 このような情報へのアクセスを求めるステークホルダーに対し、書面によ

って請求を行うよう求める。

- 4.5.1.2 機密情報へのアクセスを許可する前に機密保持契約への署名がされていることを確認する。
- 4.5.2 一部、あるいは全てのステークホルダーが秘密保持契約への署名を拒否したとしても、認証機関は当該の主要な情報を審査に使用することができる。

5 構成上の要求事項

- 5.1 ISO17065 及び認証機関のための MSC 一般要求事項以外の追加要求事項はない。

6 資源に関する要求事項

- 6.1. ISO17065 及び MSC 一般要求事項以外に追加要求事項はない。

7 手続きに関する要求事項 ◻

7.1 予備審査 ◻

- 7.1.1 予備審査は任意である。◻
- 7.1.2 認証機関は予備審査に際し、以下を含む目的を持つ必要がある。◻
 - 7.1.2.1 認証機関が本審査の計画を立てることを可能にする。
 - 7.1.2.2 認証取得の可能性をクライアントに通知する。
 - 7.1.2.3 クライアントが本審査の計画を立てることを可能にする。
- 7.1.3 認証機関は、予備審査を行うため、表 PC2 の資格に適合し、表 PC3 の 1~5 行のいずれかに適合する個人あるいはチームを選任しなければならない。
- 7.1.4 認証機関は、予備審査においてクライアントにガイダンスを行う際には、そのガイダンスが ISO 17065 に適合していることを確認しなければならない。◻
- 7.1.5 認証機関は以下のことを予備審査に含めなければならない。
 - 7.1.5.1 クライアントとのミーティング。
 - 7.1.5.2 必要な場合、想定される現地調査に関する決定。
 - 7.1.5.3 漁業がどの程度、MSC 漁業基準（附属文書 SA、SB、SC 及び SD）に則っているかの審査。
 - 7.1.5.4 審査を受けるに当たっての漁業の準備状況の評価。
 - 7.1.5.5 入手可能なデータの確認。
 - q. データが入手できないと思われる場合、認証機関 は RBF (附属文書 PF)

の使用を検討しなければならない。

- 7.1.5.6 本審査（セクション7.4への適合）の総体的な範囲の決定。
- 7.1.5.7 認証の妨げとなり得る障害や問題の提示。
- 7.1.6 認証機関が予備審査を行なう場合の報告書は MSC 予備審査報告用テンプレートに従う（MSC 予備審査報告用テンプレート：<http://www.msc.org/documents/scheme-documents>）。
- 7.1.6.1 認証機関は予備審査報告書作成時に有効であった MSC 予備審査報告用テンプレートのバージョンを使用しなければならない。
- 7.1.6.2 認証機関は、予備審査報告用テンプレートには、記入が必須と任意のセクションがあることをクライアントに伝えなければならない。■
- 7.1.7 認証機関は、本審査に進むための要求事項をクライアントに通知しなければならない。これにはクライアントが認証機関に対して確実に通知する以下の事項が含まれる。■
 - 7.1.7.1 本審査前に取るべき行動の確認。認証の妨げとなるような懸念事項を理解する。
 - 7.1.7.2 管理組織や環境団体、漁獲後の産業部門、関係する商業漁業や非商業漁業グループと連携し、MSC の認証プロセスと認証関連事項（コストや利点などを含む）についての理解を求める。
 - 7.1.7.3 本審査において、クライアントが提供すべきデータや資料の種類や範囲を特定する、クライアント文書チェックリストに記入する（チェックリストはこちら）。!!.
 - 7.1.7.4 認証取得に進むクライアントの決定をいつ、どこで、どのようにして公表するのかを確認する。
 - 7.1.7.5 漁業審査プロセスに関する MSC のクライアント向けオプション研修教材を希望しているかどうかを確認する。
- 7.1.8 認証機関は、予備審査が行われた事実とそのプロセス及び結果については、クライアントからの指示がないかぎり、クライアントと認証機関、及び MSC だけの機密事項として扱わなければならない。
- 7.1.9 認証機関は 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間に行った予備審査に関する年次報告書を翌 4 月 30 日までに MSC に提出しなければならない■
 - 7.1.9.1 年次報告書は「Annual PA Reporting Template」を使用し、Eメールに添付する形で、MSC（standards@msc.org）に送信しなければならない。
 - 7.1.9.2 MSC への年次報告書の提出以降、特定の漁業に関する MSC 予備審査報告書の情報に変更があった場合、認証機関は最新の年次報告書の下に当該漁業の現在状況を記録しなければならない。
 - 7.1.9.3 最初の年次報告書には年代に関係なく、クライアントのために行なった全ての MSC 予備審査報告書に関するデータを含めなければならない。

7.2 申請の見直し

7.2.1 ISO17065 及び MSC 認証全般要求事項以外に追加的要求事項はない。

7.3 審査のスケジュール

7.3.1 MSC 漁業認証審査入り発表 (7.8.2) と共に認証機関より提出された審査スケジュールは、ステークホルダーが審査プロセスの経過をたどる基本とならなければならない。

7.3.1.1 認証機関は、審査の遅れが生じる場合、認証機関は 10 日以内に、MSC のウェブサイトに掲載するために、最新の予定表と遅れの原因の説明を MSC に提出しなければならない。

7.3.2 本審査の発表から最終報告書の MSC による受理までに 18 ヶ月間以上が経過した場合、認証機関は当該漁業の MSC 審査を取り消さなければならない。

7.3.3 本審査の発表から最初の現地調査を行うまでに 4 ヶ月以上が経過した場合、その後の審査については、認証機関は MSC 認証要求事項の最新版を適用しなければならない。

7.3.4 本審査の発表からパブリックコメント用報告書案の MSC による受理までに 9 ヶ月間以上が経過した場合、認証機関は以下の手続きを取らなければならない。

7.3.4.1 認証機関は 9 ヶ月の期限から 5 日以内に、当該漁業を審査する際に審査チームが考慮すべき全ての新たな情報を 30 日以内に提出するようステークホルダーに求める声明を MSC ウェブサイトに掲載できるよう、MSC に提供する。

7.3.4.2 当該漁業を審査する際に審査チームが考慮すべき新たな情報を提出する機会があることを、漁業審査にかかわっているステークホルダーに直接通知する。

7.3.4.3 ステークホルダーが漁業審査関連の新たな情報を提出できる 30 日間の猶予期間後、審査チームは次のことを行わなければならない。

- a. 新たな情報の検討。
- b. MSC 認証要求事項の最新版と照らし合わせながら、以前行われた採点結果を見直す。
- c. MSC 認証要求事項の最新版と照らし合わせながら新しい情報を、漁業の採点 (7.10) からピアレビュー (7.14) までの全てのステップに沿って評価する。
 - i. 審査チームは、採点のやり直しを、新たな情報が提出された PI と、MSC 認証要求事項の最新版において変更があった要求事項に限定して行っても良い。

7.4 範囲の確認

MSC 漁業認証規準の適用範囲内にある漁業であることの確認

7.4.1 認証機関は漁業の認証資格を以下の判断基準に基づいて検証しなければならない。●

7.4.1.1 次の分類群は、原則 1 における漁業の対象魚種として認められない。

- a. 両生類
- b. は虫類
- c. 鳥類
- d. ほ乳類

7.4.1.2 漁業は毒物や爆発物を用いてはならない。

国際的合意に対して問題の多い、一方的な免責規定のもとで行われている漁業

7.4.1.3 漁業は、国際的合意に対し問題の多い、一方的な免責規定のもとで行われてはならない。

- a. この基準を解釈するにあたり、認証機関は以下の定義を利用しなければならない。
 - i. 「問題の多い」というのは単に二国間に限ったことではなく、広義の国際社会において問題を起しているという意味である。
 - ii. 「一方的な」は一国のみが関わっている、という意味である。
 - iii. 「免責」とは国際管理機関の準則への参画あるいは順守を拒絶したり、そのような機関が採用した方法に対し留保あるいは例外を唱えたりすることで、漁業の持続可能な管理が損なわれることになることを意味する。
 - iv. 「国際的合意」は原則 1 及び 2 の趣旨に則り、持続可能な資源利用の管理を実現するための直接的な命令のことを指す。
- b. この基準への適合を検証するにあたり、認証機関は以下のことを考慮にいれなければならない。
 - i. 関連する国際合意によって認められている国際的管轄と沿岸国の管轄との関係。
 - ii. 免責規定による資源保護の水準が、国際管理機関が申し合わせている水準に比べて高いか低い。
 - iii. いずれの場合も、重要なポイントは、持続可能な漁業のための資源管理が損なわれていないかどうかである。

7.4.1.4 過去 2 年間で強制労働の罪で起訴された法人がクライアントもしくはクライアントグループに含まれていないことを確認しなければならない。

- a. 認証を取得しているクライアントグループに属する法人が強制労働の罪で起訴された場合、当該法人は認証の適用範囲にないものとして、認証登録証もしくはクライアントグループから離脱しなければならない。

論争 — 漁業に関する紛争

7.4.2 もし当該漁業に紛争解決の機能がない、もしくは紛争がその漁業の手に負えない場合、当該漁業は認証の資格を有しない。

7.4.2.1 認証を申請している漁業が審査中もしくは認証有効期間中に論争及び／または紛争の対象となっている場合、認証機関は以下のことを考慮しなければならない。

- a. 漁業管理体制（国内もしくは国際的な制度もしくは計画）が紛争解決の機能を有しているかどうか。
- b. 紛争解決機能がある場合、潜在的もしくは実存する紛争に対処するのに十分なものであるかどうか。（例えば、紛争解決のメカニズムにステークホルダーが関与することができるかどうか、また適用範囲の中に関連した問題が含まれるかどうか）。
- c. 論争が、漁業の MSC の漁業規準への適合を阻むほどかどうか。

7.4.2.2 7.4.2 が適用される場合、認証機関はこの申請を却下する。

増殖漁業

7.4.3 認証機関は、表 1 の項目にクライアント漁業を照らし合わせ、増殖漁業であるかどうかを確認しなければならない。

7.4.3.1 増殖漁業の審査を受ける資格があるのは、すべての適用範囲の項目に適合している場合のみである。

表 1:増殖漁業の適用範囲項目

A	天然資源との関連とその維持
i	漁業生産の一過程において、その生産システムが自然環境からの魚の捕獲に頼っている。その魚は、卵、幼魚、稚魚または成魚等、あらゆる成長段階で捕獲される。ここでの自然環境とは、海、淡水と他のあらゆる水生生態系を含む。
ii	試験的に移入種をも含むことを MSC が承認している場合を除き、種は、当該漁業の地理的範囲と、その漁獲がなされる自然生産エリアにおいて在来種である。
iii	漁獲がなされる資源に自然繁殖の要素があり、毎年放流されなくとも個体数を維持できる。
iv	HAC システムにおいて、放流がなされている場合、放流による資源の回復が枯渇資源の再構築計画の主要部を占めていないこと。 注記 本要求事項は、漁業の現状に適用されなければならない。天然資源は従来通りの方法で管理されなければならない。放流による資源の再構築が過去において行われた場合、他のシステムが現在機能している限り、適用範囲への不適合としてはならない。
B	給餌と飼育
i	生産システムが多量の食物供給によって操業されていない。HACシステムにおいては、給餌は放流前の小さなサイズ(成長個体の最大体重の平均の10%を超えない)に育てる目的で、成長のほとんどは(少なくとも90%)放流後の天然の状態で行われる。CAGシステムにおいては、飼育期間中の給餌は、自然な方法でのみ行われる(例 イガいの濾過による捕食)。または、成長の促進ではなく状態の維持を目的(例 待機タンク中の甲殻類)としたレベルでのみ給餌が行われる。

Fisheries Certification Requirements

ii	CAG システムにおいては、飼育期間中の生産に薬品や予防的特質のある成分の投与といった定期的な病気予防措置を必要としない。
C	生息域と生態系への影響
i	<p>当該資源の生息域への改変が回復可能で、生態系の構造とその機能に深刻、または回復不可能な損傷を引き起こさない。</p> <p>注記</p> <p>生息域への改変が回復不能で、前々から存在しており、当該漁業の為に造られたものでないものについては適用範囲に含めなければならない。以下のものがそれに該当する。</p> <p>大規模な人工漁礁</p> <p>川系に隣接したふ化場など、当該資源の生息域の生態系に回復不可能な損傷を引き起こさない構造。</p>

移入種漁業 (ISBF)

7.4.4 認証機関は表 2 の適用基準を満たす移入種漁業からの認証申請のみを受諾することができる。

ISBF の暫定的適用基準

A	移入の不可逆性
i	移入種の個体数が大きい（同じ水域にある類似の生態系に生息する在来種と同等、あるいはそれ以上である。）
ii	最初に移入された範囲よりも広く分布するようになった。
iii	生態系や経済および／もしくは社会に深刻な影響を及ぼすことなく、当該種を撲滅する既存の方法がない、という証拠がある。
B	移入の歴史
i	移入種に関する条項が組み込まれた生物多様性条約 (CBD) が批准された 1993 年以前に移入された種である。
ii	CBD の批准以降に移入が行われた場合、移入種としての適用は、移入が意図的なものではなく、MSC 規準に対する審査への申請があつてから少なくとも 20 年前に起きた場合に限らなければならない。
C	追加移入がない
i	同じ水域に対象種の移入が引き続き行われていない（すなわち、移入された水域において再生産が行われている）。

7.4.4.1 移入種を対象とした漁業である場合、認証機関は附属文書 SD の必須手順を踏まなければならない。

7.4.4.2 認証機関は、ISBF の要求事項が試験的なものであり、変更される可能性があることに留意しなければならない。

7.4.5 審査の途中で、漁業が 7.4.1～7.4.4 の適用範囲の要求事項を満たさなくなった場合、認証機関は当該漁業の審査を取りやめなければならない。

審査単位および認証単位の決定

- 7.4.6 認証申請を受領後、認証機関は漁業に関する全ての予備審査報告書と入手可能な情報を確認し、必要な審査単位を決定しなければならない。
- 7.4.7 認証機関は申請されている UoA（審査単位、すなわち審査されるもの）に下記が含まれていることを確認しなければならない。
- 7.4.7.1 対象魚種資源
 - 7.4.7.2 漁法もしくは漁具、漁船の種類、および／または漁業活動
 - 7.4.7.3 その資源を対象とした漁船団、漁船グループ、個々の漁業者。認証単位に含まれないすべての有資格漁業者を含む。
- 7.4.8 認証機関は申請されている UoC（認証単位、すなわち認証の適用範囲）に下記が含まれていることを確認しなければならない。
- 7.4.8.1 対象種
 - 7.4.8.2 漁法もしくは漁具、漁船の種類および／または漁業活動
 - 7.4.8.3 認証範囲に元々含まれる予定のクライアントグループメンバーを含む漁船団もしくは漁船グループ、個々の漁業者
- 7.4.9 水揚げされている魚種を検証するのは、特定の魚種を審査から除外することが目的であり、それを基に UoA（審査単位）および UoC（認証単位）を決定してはならない。
- 7.4.10 認証機関は、一旦決定された審査単位と認証単位を審査中に変更できないことに留意しなければならない。但し、以下の手続きを踏むことにより変更は可能。
- 7.4.10.1 審査入りを公表した際に暫定的に UoA を発表し、後日 7.10.2 に適合する方法で確認した場合
- 7.4.11 認証機関は主なトレーサビリティ要因を初めに検討し、以下のリスクが該当するかどうかを文書化しなければならない。
- a. UoC 内で非認証の漁具が使われている可能性
 - b. 認証範囲外の水域、もしくは別の水域で（同一操業時、あるいは他の操業時に）UoC 内の漁船が操業している可能性
 - c. UoC もしくはクライアント・グループに含まれない漁船が同じ魚種を獲っている可能性
 - d. UoC 内の魚種とそうでない魚種との置換えが行われるその他のリスク
- 7.4.11.1 トレーサビリティの検討を初めて行った際に発覚したリスクは、通知報告書の CoC のセクションに含めなければならない。
 - 7.4.11.2 漁獲物を認証製品もしくは認証審査中製品として販売するためには、以下を含むトレーサビリティに関する要求事項を満たさなければならないことを、認証機関は漁業に通知しなければならない。
 - a. UoC の水産物および水産品を UoC まで確実にトレーサバックできるシステムがあること。
 - b. UoC 内の水産物および水産製品とそうでないものとを確実に分別する

システムがあること。

認証資格のあるその他の漁業者と法人及び認証共有

- 7.4.12 認証機関は、認証の共有に該当する漁業者や法人が他にあるかどうかを確認しなければならない。☑
- 7.4.12.1 要求事項 7.22.3 に適合しない限り、審査単位またはクライアントグループメンバーの一部として認められていない漁業者や法人を後日、認証単位に加えてはならない。
 - 7.4.12.2 審査単位に認証資格のある漁業者やクライアントグループメンバーが他にいた場合、認証機関はクライアント漁業に以下の要請をしなければならない。
 - a. 認証共有の取り決めに対する合理的な解釈及び意思を表明した文書を作成し、発表する。
 - b. 認証資格のある他の漁業者および／または法人に公開声明文を通知し、認証を共有する機会があることを、認証資格のある漁業者や法人との関わりの中での実行可能な範囲で伝える。

対象漁獲物と分離不可能もしくは実務上不可能な漁獲物

- 7.4.13 認証機関は、漁獲物の中に対象漁獲種（P1）と分離不可能もしくは実務上分離不可能（IPI）な非対象魚種（P2）があるかどうかを確認しなければならない。☑
- 7.4.13.1 認証機関により IPI 種として認識されるのは、以下の理由により分離が不可能な場合のみである。
 - a. or 漁獲された魚種は通常の漁業操業では実務上対象種と区別が付かない（同種、あるいは類似の種であるなどの理由で）。
 - b. 区別が付いたとしても、分離するためには現存の収穫や加工方法にかなりの修正が必要で、そのため、漁業が商業的に成り立たない場合。
及び：
 - c. 審査単位内での漁獲対象種と分離不可能な種の合計重量に対する、分離不可能な種の割合が 15%を超えていないこと。
 - d. その資源が ETP 種でないこと
 - e. その資源が別に認証を受けていないこと。
 - 7.4.14 IPI 種が確認され、漁獲量が 7.4.13.1.c で規定されているように全体の 15%未満である場合、認証機関は認証審査中のなるべく早い段階で、GCR 条項 4.12 の手続きに従い、7.4 に規定されている MSC の要求事項の特例として、次のいずれかを MSC に申請しなければならない。
 - 7.4.14.1 附属文書 PA に従い、IPI 資源からと考えられる漁獲物及び漁獲製品を CoC 認証の対象にする。
 - a. IPI 資源からの資源を CoC 認証の対象とするための特例の申請には、検討されている魚種が上記 7.4.14.1 の要求事項をどのように満たしているかの詳細及び正当性を含めなければならない。

- b. 特例が承認された場合、附属文書 PA の IPI 資源に関する要求事項を適用しなければならない。
- 7.4.14.2 PA4.2 の IPI 種への追加要求事項を免除し、IPI 資源からと考えられる漁獲物及び漁獲製品を CoC 認証の対象にする。
- a. IPI 種の要求事項免除の申請には、7.4.13.1 に加え、検討魚種が以下の条件を満たしているという詳細で正当な根拠を提出する。
 - i. 7.4.13.1.c で計算された IPI 種は 2 % 以下であり、審査単位の漁業による IPI 資源の総漁獲量は、IPI 資源全体に重大な影響を与えない。
 - ii. 重大性は、IPI 資源の状況、及びその漁獲が IPI 資源へ与えるリスクに基づいて審査されることに認証機関は留意しなければならない。
- 7.4.15 IPI 資源の漁獲物が CoC 認証の対象となるかどうかの判断をする際、認証機関は、上記 7.4.13～7.4.14 で規定されている要求事項に対する評価を基にしなければならない。この評価は漁業の最終的な認証決定に影響を及ぼしてはならない。

重複する漁業

- 7.4.16 認証機関は、認証申請漁業の審査が、結果として審査の重複にならないかを判断しなければならない。
- 7.4.16.1 重複漁業に基づいた審査である場合、認証機関は附属文書 PB の調和の手順を踏まなければならない。

7.5 審査チームの選定

- 7.5.1 漁業審査に際し、認証機関はチームリーダーと少なくとももう 1 名のチームメンバーからなる審査チームを選定しなければならない。チームメンバーは、一般認証要求事項 (GCR) の要求事項に合致し、附属文書 PC の表 PC1, PC2 および PC3 に記載されている審査員の資格への要求事項を満たしていなければならない。
- 7.5.2 認証機関が RBF (附属文書 PF) を適用する場合、附属文書 PC の表 PC3 に記載されているとおり、チームメンバーの少なくとも一人は、RBF の使用に関する MSC 承認の研修を受けていなければならない。
- 7.5.3 認証機関の力が及ばない事態によって、審査中にチームメンバーの変更が余儀なくされた場合には、認証機関はステークホルダーに新メンバーを通知しなければならない。

7.6 目標資格発行日の決定

- 7.6.1 認証機関は、認証漁業を供給源とする製品が MSC 認証製品として販売されるかもしくは MSC エコラベルを表示できる可能性のある日付 (目標資格発行日) を決めなければならない。次のいずれかの場合が考えられる。●

- 7.6.1.1 漁業が認証された日付もしくは :
- 7.6.1.2 最初のパブリックコメント用報告案の発行の日。
- 7.6.2 目標資格発行日が実際の認証取得日以前に設定されている場合、目標資格発行日より後に漁獲された水産物を審査中水産物として販売もしくは貯蔵する際には、MSC CoC 規準の審査中魚介類に関する要求事項に適合しなければならないことを、認証機関は漁業に通知しなければならない。

7.7 告知のための準備

- 7.7.1 認証機関は全ての審査に於いて、附属文書 SA に規定されている構造とデフォルトの PI と SG のセットからなるデフォルトツリーを使用しなければならないが、以下の場合には例外とする。
 - 7.7.1.1 増殖二枚貝漁業を採点する際には、認証機関は増殖二枚貝用デフォルトツリー（附属文書 SB）の要求事項を適用しなければならない。
 - 7.7.1.2 認証機関は、サケ漁業を採点する際には、サケ漁業デフォルトツリー（附属文書 SC）の要求事項を適用しなければならない。
 - 7.7.1.3 二枚貝もしくはサケ以外の増殖漁業の場合、認証機関は以下の 7.7.4 を適用しなければならない。
 - 7.7.1.4 漁業を採点する上で、既存のデフォルト審査ツリーが不適切もしくは修正を必要であると判断した場合、認証機関は 7.8.5 に則った手続きを取らなければならない。

審査を通過しなかった、もしくは停止となった漁業

- 7.7.2 認証範囲に、以前認証に至らなかった漁業または停止となった漁業が含まれている場合：
 - 7.7.2.1 認証機関は、再審査の際に指定されているバージョンの MSC 漁業認証要求事項に従わなければならない。
 - 7.7.2.2 認証機関はクライアントにクライアント文書チェックリストの改訂版の提出を要請しなくても良い。

IPI 資源を含む漁業

- 7.7.3 認証範囲内に IPI 資源が含まれる場合、審査チームは附属文書 PA に従わなければならない。

増殖資源を含む漁業

- 7.7.4 附属文書 SB と SC が適用されない増殖漁業が認証範囲に含まれる場合、以下の手続きが必要となる。
 - 7.7.4.1 認証機関は、増殖漁業を審査するのに必要な PI を考慮して、デフォルトツリーを見直し、必要とあればツリーを修正しなければならない。認証機関は以下のことを評価しなければならない。
 - a. 関連する天然資源の自然繁殖要素に対する影響。

- b. 以下の項目に関連した、漁業資源の移動程度。☐
 - i. 資源の天然遺伝的特徴への影響。
 - ii. 資源移動の環境への影響。
- c. 生息域と生態系についての P2 において、環境の改変の影響を評価する。認証機関は以下を含む環境への影響を検証しなければならない。☐
 - i. 給餌の増加。
 - ii. 薬剤その他の化学物質の使用。
 - iii. 天然餌を増やすための肥沃化。
 - iv. 捕食種や競争相手の除去。
- d. P2 における生息域と生態系についての部分において、生息域の改変の影響を評価する。認証機関は以下を含む環境への影響を検証しなければならない。☐
 - i. 捕食種及び／もしくは被食種の自然食物連鎖を含む、自然の生態系構造や機能に深刻、または不可逆的な損傷を引き起こしていないかどうか。
 - ii. 生息域の改変の種類や程度、及びそれが深刻、又は不可逆的な損傷を引き起こす可能性。

7.7.4.2 認証機関は以下のことに留意しなければならない。

- a. 類似の漁業に対する業績評価ガイダンスを作成中の他の認証機関と追加の協議を行うよう、MSC が要請することがある。
- b. 増殖漁業用に認証機関が提案したデフォルトツリーへの変更により、後日、MSC 要求事項に適合しない決定、及び／または条件が生じたことが発覚した場合、以下の手続きが必要となる。
 - i. 認証機関は MSC 漁業認証要求事項に適合するよう、評価と採点を見直し、必要に応じて修正しなければならない。
 - ii. 見直し及び修正の時期は MSC に決定権があり、短期通知の査察を要求事項に含める場合もある。
 - iii. そのプロセスは、MSC 漁業認証要求事項を考慮に入れた妥当な決定であることを確認するに十分なものでなければならない。

7.7.4.3 ツリーを修正する必要があると判断した場合、認証機関は 7.8.5 に則った手続きを取らなければならない。

複数漁業審査の調和

7.7.5 認証範囲内に認証取得漁業あるいは申請漁業と重複する漁業がある場合、附属文書 PB に従わなければならない。

データ不足の漁業への RBF の適用

7.7.6 認証機関は表 3 の基準を使用し、業績評価指標の一つ以上について、漁業のデータが不足しているかどうかを判断しなければならない。☐

Fisheries Certification Requirements

- 7.7.6.1 評価指標の得点要素については、データ不足とそうでないものが混在している場合がある。
- 7.7.6.2 認証機関は表 AC2 の基準を使用し、特定の得点要素についてデータが不足しているかどうかの判断をしなければならない。
- 7.7.6.3 表 AC2 の基準は P1 と P2 の全ての既存の得点要素に適用しなければならない。☐
- 7.7.6.4 漁業に関するなんらかの指標および基準点がある場合には、資源の定義もしくは資源評価モデルの不確実さを理由に附属文書 PF を適用してはならない。☐
- 7.7.6.5 一つ以上の業績評価指標についてデータが不足していると判断した場合、審査チームは附属文書 PF の要求事項に従い、RBF の適用を検討すべきである。
- 7.7.6.6 評価指標にデータ不足とそうでないも得点要素が混在している場合、認証機関は次のことを実施しなければならない。
 - a. 附属文書 PF を使用してデータ不足の得点要素を採点。
 - b. 附属文書内のデフォルト PISG を使ってデータ不足でない得点要素を採点。

表 3 : RBF の適用の要因となる基準

業績評価指標	基準	考察結果	注釈
1.1.1 資源状態	分析的資源評価もしくは実証的アプローチによる資源状況管理基準点が利用可能。	はい	当該 PI に関しては附属文書 SA のデフォルト PISG を適用
		いいえ	当該 PI に関しては附属文書 PF (RBF) を適用
2.1.1 第 1 種の結果 及び 2.2.1 第 2 種の結果	分析的資源評価もしくは実証的アプローチによる資源状況管理基準点が利用可能。	はい	当該 PI に関しては附属文書 SA のデフォルト PISG を適用
		いいえ	当該 PI に関しては附属文書 PF (RBF) を適用
2.3.1 ETP 種の結果 (ETP 種に対する保護と回復の国の規制が無い)	審査中の漁業の ETP 種への影響が分析的に確認できるかどうか。	はい	当該 PI に関しては附属文書 SA のデフォルト PISG を適用
		いいえ	当該 PI に関しては附属文書 PF (RBF) を適用
2.4.1 生息域の結果	下記を適用できるかどうか： 1. 接触する生息域に関する情報がある。 2. 漁業が接触する生息域への影響を分析する情報がある。	はい	当該 PI に関しては附属文書 SA のデフォルト PISG を適用
		いいえ	当該 PI に関しては附属文書 PF (RBF) を適用
2.5.1 生態系の結果	漁業の生態系への影響を分析するに足る情報が入手できるかどうか	はい	当該 PI に関しては附属文書 SA のデフォルト PISG を適用
		No いいえ	Use Annex PF(RBF) for this PI 当該 PI に関しては附属文書 PF (RBF) を適用

採点の重み付け

7.7.7 チームはデフォルトツリーを使用する際に、MSC 漁業採点ワークシート内のデフォルト重み付けを使用しなければならない。

7.7.7.1 チームはデフォルトツリーへの変更を提案する際、必要とあればデフォルト重み付けへの変更を行わなければならない。

7.7.8 最終ツリーの各レベル (原則、評価項目、もしくは PI) の重みの合計はそれぞれ 1 でなければならない。

7.7.8.1 チームは審査ツリーの同じ評価項目下の各 PI、及び同じ原則内の各評価項目に対し同じ重み付けを行わなければならない。

7.8 漁業審査の発表

- 7.8.1 審査入りを発表する前に、認証機関はクライアントから記入済みのクライアント文書チェックリストを入手しなければならない。
- 7.8.2 認証機関は、MSC のウェブサイトに掲載される MSC 漁業認証審査入り報告用テンプレート（MSC ウェブサイトにて入手可能）に記入して MSC に提出することで正式な発表となる。
- 7.8.3 発表に際しては、以下の内容が含まれていなければならない。!!
- 7.8.3.1 漁業が MSC 規準の適用範囲内にあるという確証。
 - 7.8.3.2 指標となる審査スケジュール。
 - 7.8.3.3 該当する場合には、7.4.13 に記載されている認証共有に関する記述。
 - 7.8.3.4 審査チームのメンバー及びリーダーの氏名と履歴書、各々が附属文書 PC の資格基準に合致していることについての説明、及びこのチームと審査対象漁業の関係に於いて利害の対立が無いことの確認。
 - 7.8.3.5 漁業の採点にどの審査ツリーの適用を検討しているか、及びツリーの修正の必要性の有無。☑
- 7.8.4 デフォルトツリーを使用する場合、漁業審査の発表に於いて日時と場所を含めた現地訪問についての通知も行う。
- 7.8.4.1 最初の現地訪問は、MSC ウェブサイトでの発表から 30 日以降に開始しなければならない。!!
 - 7.8.4.2 審査の発表では審査プロセスへのステークホルダーの参加を募る。
 - 7.8.4.3 認証機関は、予備審査報告書で確認されたステークホルダーに対し、審査プロセスへの参加を必ず呼びかけなければならない。
 - 7.8.4.4 認証機関の方で RBF (附属文書 PF) の適用を検討している場合には、PF2.1 および PF2.3 も順守しなければならない。
- 7.8.5 認証機関がデフォルトツリーに修正が必要であると判断した場合、認証機関は以下の手続きを取らなければならない。!!
- 7.8.5.1 MSC に変更を申請し漁業認証要求事項 7.7.1 への変更の承認を受ける。
 - 7.8.5.2 MSC のウェブサイトの「漁業審査発表用テンプレート」に審査ツリーの草案、及びデフォルトツリーへの修正理由を掲載し、ステークホルダーに通知する。
 - a. 認証機関は、使用する審査ツリーの決定までに必要となる時間を考慮し、この通知の中で 7.8.4 に従い現地訪問の通知を行うことができる。
 - 7.8.5.3 MSC ウェブサイトに掲載するために、MSC にツリー案を提出する。
 - 7.8.5.4 MSC のウェブサイトにはツリーの草案を掲載してから少なくとも 30 日間、コメントをする機会を提供する。
 - 7.8.5.5 ステークホルダーから出た全てのコメントを検討し、コメントを受け入れた、もしくは、却下した理由を記録する。

- 7.8.5.6 コメントを考慮し、デフォルトツリーを修正するという判断を再検討する。
 - 7.8.5.7 協議期間終了の 10 日以内に最終的に使用するツリーをステークホルダーに確認する。
 - 7.8.5.8 現地訪問の発表に進む (7.8.4)。
 - 7.8.5.9 審査のタイムラインを改めて公開する。
 - 7.8.5.10 デフォルトツリーへの変更をパブリックコメント用報告書案及び関連する全ての漁業審査報告書に含める。
- 7.8.6 認証機関は、クライアント漁業の審査入り発表と同時に、確認された全てのステークホルダーに対して、「MSC 漁業審査ステークホルダー入力用テンプレート」を配布しなければならない。
- 7.8.7 認証機関は、7.8.2~7.8.3 に要求事項として挙げられている公開用の文書の提出と同時に以下の書類を MSC に提出しなければならない。
- 7.8.7.1 記入済み「MSC 通知報告書書式」のコピー。
 - 7.8.7.2 クライアント文書チェックリストのコピー
 - 7.8.7.3 当該漁業が増殖漁業であり、認証の適用範囲内にある場合、当該漁業の行っている各増殖活動の評価及び適用範囲内にあるという判断の根拠となる記録書類。
- 7.8.8 認証機関は当該漁業に関して作成した予備審査報告書のコピーを MSC に提出しなければならない。■
- 7.8.8.1 他者によって作成された予備審査報告書があることが分かっている場合、認証機関はその報告書の作成者を MSC に通知しなければならない。

7.9 現地訪問—審査訪問、ステークホルダー協議及び情報の収集■

- 7.9.1 審査チームは計画通り現地調査を行わなければならない。その際、審査チームは次のことを行わなければならない。■
- 7.9.1.1 ステークホルダーと面談し、ステークホルダーの懸念あるいは情報を確認する。
 - a. ステークホルダーからの要望があった場合、個別の面談を認めなければならない。
 - b. 審査チームは非公開で提供された情報を使用するにあたって、4.4 の秘密保持に対する要求事項に準拠しなければならない。
 - c. ステークホルダーが面談に応じたくない、あるいは応じられない場合には、審査チームは、書面での情報提供も可能であることをステークホルダーに伝えなければならない。

7.10 漁業の採点

- 7.10.1 審査チームは、関連する全ての技術的情報、文字情報、聞き取り調査から得た情報を含む全ての情報を具備、分析した後、審査チームは決定されたツリーの PISGs に照らし合わせて漁業を採点しなければならない。その際、次の手順を踏まなければならない。☑
- 7.10.1.1 証拠について一緒に協議する。
 - 7.10.1.2 証拠の重み付けを行う。
 - 7.10.1.3 以下のプロセスに従い、最終的な得点について判断を下す。
- 7.10.2 現地訪問の結果、原則 1 に則って査定される対象種を変更することもできる。
- 7.10.2.1 原則 1 (7.4.8) に則って審査されることになっていた資源および魚種を P1 で審査しなくなったときは、P2 の関連する評価指標に照らし合わせて査定しなければならない。
 - 7.10.2.2 P1 魚種として元々あがっていなかった資源を P1 で査定してはならない。
 - 7.10.2.3 SG の要求事項は以下のように捉えなければならない。
 - a. SG80 を満たすためには、SG60 の全ての得点項目と SG80 の全ての得点項目を満たしていなければならない。各得点項目は論理的根拠によって裏付けられなければならない。
 - b. SG100 を満たすためには、SG60 の全ての得点項目と SG80 の全ての得点項目、及び SG100 の全ての得点項目を満たしていなければならない。各得点項目は論理的根拠によって裏付けられなければならない。
- 7.10.3 各 PI の得点については 5 ポイント刻みの加点にしなければならない。☑
- 7.10.3.1 得点を 5 ポイント刻み未満にした場合、報告書の中でその根拠を示さなければならない。☑
- 7.10.4 各 3 原則の得点は、一番近い少数第一位として報告されなければならない。
- 7.10.5 審査チームは各 PI の採点をしなければならない。
- 7.10.5.1 PI を査定する際には、まず SG60 の各得点項目に照らし合わせて採点しなければならない。
 - a. 一つ以上の SG60 の得点項目で 60 に満たない場合、その審査単位は失格となり、その PI においてそれ以上採点を進める必要はない。
 - i. PI について 60 点未満を付けてはならないが、60 以下になる理由を文章として記録しなければならない。
 - ii. 得点が付かなかった審査単位に対しては、認証を授与してはならない。
 - 7.10.5.2 SG60 の得点項目が全て満たされた場合、当該 PI の得点は 60 以上となり、審査チームは次に SG80 の得点項目に照らし合わせて採点しなければならない。!!
 - a. SG80 のいくつかの得点項目を満たしていない場合、SG80 の得点項目に対する全体的な業績を考慮し、当該 PI には 65、70、75 といった中間点を付けなければならない。

Fisheries Certification Requirements

- i. 得点項目に対する業績が SG60 と SG80 の中間にある場合（ある得点項目は完全に満たしているが、ある得点項目は、完全には満たしていない）、70 点を付ける。
 - ii. 得点項目に対する業績が、SG80 をほぼ満たしている場合（ほとんどの得点項目は完全に満たしているが、完全に満たしていないものがいくつかある場合）、75 点を付ける。
 - iii. 得点項目に対する業績が SG60 よりやや上である場合（いくつかの得点項目は完全に満たしているが、殆どのものは完全に満たしていない）、65 点を付ける。
 - b. SG80 の得点項目が一つでも満たされない場合、当該 PI には条件を設定しなければならない。
- 7.10.5.3 SG80 の得点項目が全て満たされた場合、PI の得点は 80 以上となり、審査チームは次に SG100 の得点項目に照らし合わせて採点しなければならない。
 - a. SG100 のいくつかの得点項目を満たしていない場合、SG100 の得点項目に対する全体的な業績を考慮し、当該 PI には 85、90、95 といった中間点を付けなければならない。
 - i. 得点項目に対する業績が SG80 と SG100 の中間にある場合（ある得点項目は完全に満たしているが、ある得点項目は、完全には満たしていない）、90 点を付ける。
 - ii. 得点項目に対する業績が、SG100 をほぼ満たしている場合（ほとんどの得点項目は完全に満たしているが、完全に満たしていないものがいくつかある場合）、95 点を付ける。
 - iii. 得点項目に対する業績が SG80 よりやや上である場合（いくつかの得点項目は完全に満たしているが、殆どのものは完全には満たしていない）、85 点を付ける。
 - iv. SG100 の得点項目が全て満たされた場合、PI の得点は 100 としなければならない。
- 7.10.6 PI の採点をするにあたり、審査チームは各得点項目が完全に、そして明確に満たされていることを検証しなければならない。
 - 7.10.6.1 審査チームの結論を裏付ける論理的根拠が提示されなければならない。 ■
 - 7.10.6.2 論理的根拠は、すべての得点項目について述べられる必要があり、完全に満たされているかどうかについても述べられなければならない。
 - 7.10.6.3 7.10.6.2 への例外は、各 SG の得点項目が一つしかない PI の場合にのみ認められる。
 - a. そうした PI の得点項目について、中間得点を付けるために、部分的な採点が認められる。
 - b. 得点項目のどの要素が満たされているのかを明確に説明する論理的根拠が示されなければならない。
- 7.10.7 原則 1 または 2 において、審査チームは、審査単位によって影響を受ける構成部の一部を含む、様々な採点要素（種または生息域）について採点していか

Fisheries Certification Requirements

なければならない。!!

- 7.10.7.1 SG100 レベルの得点要素がいくつかあったとしても、SG80 を満たさない得点要素が一つでもある場合、その他の得点要素の状況に関わらず当該得点項目に関する評価は 80 未満となり、条件を設定することになる。
- 7.10.7.2 与えられる得点は、各要素の得点の数値的平均（一つの得点要素に条件が付くような場合でも、別の得点要素が 100 だった場合に、その PI の得点が大きく 80 を上回ることになる可能性がある）ではなく、80 に満たなかった得点要素の数や程度が考慮されなければならない。
- 7.10.7.3 各得点要素の採点を決定するにあたっては、7.10.5 のプロセスを適用しなければならない。
- 7.10.7.4 表 4 を使い、各得点要素の得点から PI の総合得点を付けなければならない。
- 7.10.7.5 一部の得点要素の採点に RBF が適用された場合には、MSC 得点に換算された得点を得点要素として利用し、表 4 に従って総合得点を出さなければならない。☐

表 4:得点要素の組み合わせ結果

得点	各得点要素の組み合わせ結果
<60	PI の得点要素のうち、SG60 に満たないものには得点は付けない。審査チームは、SG60 以下の得点を付けるのではなく、文章でその PI の論理的根拠を記録する。
60	全ての得点要素が SG60 を満たしており、すべて SG60 である。
65	全ての得点要素が SG60 を満たしており、一部は SG80 もしくはそれ以上の業績をあげているが、大半は SG80 を満たしていない。
70	全ての得点要素が SG60 を満たしており、一部は SG80 もしくはそれ以上の業績をあげているが、いくつかは、SG80 を満たしていないものもあり、SG80 に到達するためには介入措置が必要である。
75	全ての得点要素が SG60 を満たしており、大部分は SG80 もしくはそれ以上の業績をあげている。わずかの得点要素が SG80 には達しておらず、介入措置が必要。
80	全ての得点要素が SG80 を満たしている。
85	全ての得点要素が SG80 を満たしている。おり、いくつかは、より高い業績をあげているが、多くが SG100 は満たしていない。
90	全ての得点要素が SG80 を満たしている。いくつかは、SG100 に達しているが、いくつかは達していないものもある。
95	全ての得点要素が SG80 を満たしており、殆どが SG100 に達している。わずかの要素が SG100 を満たしていない。
100	全ての得点要素が SG100 を満たしている。

- 7.10.8 審査チームは、必要に応じて以下のような得点を修正するべきである。
 - 7.10.8.1 上位レベル SG に満たない各要素が獲得した 2 つの SG にまたがる得点では、スコアを下げる。
 - 7.10.8.2 上位 SG レベルを上回る各要素が獲得した 2 つの SG にまたがる得点では、

スコアを上げる。

- 7.10.8.3 条件を付ける必要があると判断される場合、80以上に得点を上げてはならない。
- 7.10.9 三原則のうち一つでも、其々の原則に属する基準の重み付け後の平均点が80に満たない場合、認証機関は審査単位を認証してはならない。
- 7.10.10 SG60の得点項目のいずれかが満たされず、60点に満たないPIがひとつでもある場合、認証機関は審査単位を認証してはならない。

7.11 条件の設定

- 7.11.1 漁業のどれか一つのPIの得点が80未満、60以上である場合、認証機関は認証の継続のために、監査と検証が可能な条件を一つ以上設定しなければならない。●
- 7.11.1.1 80点未満の得点が付いたPIには必ず関連した条件を付けなければならない。
- 7.11.1.2 認証機関は、最終ツリーで使用されているPISGに則った定性的もしくは定量的条件の草案を作成しなければならない。
- 7.11.1.3 認証機関は、認証機関の定めた期限以内に少なくとも80の水準まで現状を改善できるよう、条件の草案を作成しなければならない。認証機関の定める期限は、以下の場合を除き認証有効期間を超えてはならない。
- 認証機関は、特別な事情においては、認証有効期間内に80という業績水準を達成できない場合もあることを承認することもある。●
 - 7.11.3.aにある「特別な事情」とは、完璧に実施されたとしても、80という業績水準の達成が認証有効期限よりも長くかかる可能性がある状況、と解釈しなければならない。
 - 特別な事情においては、認証機関は特定の条件で以下の項目を明確にしなければならない。
 - 達成されるべき、有意で計測可能な改善（節目や成果に関して）および、認証期間中及び認証満了までに到達しなければならない得点。
 - より長期の指定された期限内に80の業績水準を達成する為に、何をもち、総合的な成果達成とするのか。
- 7.11.1.4 認証機関は条件を設定する際に、以下に関する節目ごとの目標を明確にしなければならない。
- 定量的な評価指標によって測定可能な年毎の改善点や成果。
 - 節目毎の目標及び条件そのものを満たす具体的な期限。
 - 各節目毎に達成されなければならない成果や得点。
- 7.11.1.5 認証機関は、決められた期限内に取らなければならない措置を明記した条件の一覧表を作成しなければならない。

- 7.11.2 認証機関はクライアントに以下の内容を含む行動計画の準備を要請しなければならない。
- 7.11.2.1 条件や節目毎の目標にどのように対応するか。
 - 7.11.2.2 誰が条件に対応するのか。
 - 7.11.2.3 条件や節目毎の目標達成までの期限
 - 7.11.2.4 取るべき行動により審査単位の業績にどのような改善が期待できるのか。
 - 7.11.2.5 その後の監査や審査において、認証機関がどのように成果や節目毎の達成を評価するのか。
 - 7.11.2.6 条件達成に向けた進捗状況を認証機関にどのように提示するか。
- 7.11.3 クライアントが以下を行わずに、他の団体（漁業の管理や研究予算及び／もしくは漁業の優先順位に対し権限、権力もしくは統制力がある可能性のある漁業管理組織や研究機関、政府機関、漁業管理機関）の関与、資金提供、及び／もしくは資源、を当てにしている場合には、認証機関はクライアントの行動計画を承認してはならない。
- 7.11.3.1 以下のいずれか一つ、もしくは全てが必要となる可能性のある条件を設定する場合は、当該団体と協議を行う。
 - a. 当該団体による時間と資金の投資が必要。
 - b. 管理の取り決めや規制の変更。
 - c. 当該団体による研究優先順位の変更。
 - 7.11.3.2 設定された条件が、クライアントによって達成可能で、現実的な時間枠内に設定されていることに納得している。
 - 7.11.3.3 7.11.3.1の「団体」とは「漁業の管理の取り決めや研究予算及び／もしくは優先順位に対し権威、権限もしくは統制力がある可能性のある漁業管理組織や研究機関、政府機関、漁業管理機関」を指すものとして解釈する。
- 7.11.4 認証機関が、条件を満たすために必要な資金及び／もしくは資源がある、あるいはこれから入手できるという証拠が見つけれない場合には審査単位の認証を授与してはならない。
- 7.11.5 クライアントと認証機関が、必要とされる得点を達成する為の条件や節目について合意が得られない場合には、審査単位の認証を授与してはならない。
- 7.11.6 条件及び節目は全ての報告書に盛り込まなければならない。
- 7.11.7 条件や節目が、不確実性の軽減、もしくはプロセスの改善に関するものである場合、認証機関は、条件設定により、どのような最終的な生態学的もしくは管理の成果をその条件によって長期的に得ようとしているのかという説明を報告書に記載しなければならない。
- 7.11.8 7.11.1～7.11.3については外部専門家によるレビュー前に完了されていることが望ましい。
- 7.11.9 認証の適用範囲内に IPI 資源が含まれる場合、審査チームは附属文書 PA に従わなければならない。

7.12 トレーサビリティシステム及び漁獲物と漁獲製品がCoCに入る時点についての決定

- 7.12.1 認証機関は、審査単位の追跡・トレースシステムが十分に機能し、UoA（審査単位）によって認証製品として販売された漁獲物や漁獲製品が UoC（認証単位）によって供給されたものであることが確認できるかを判断しなければならない。☑
- 7.12.1.1 MSC 認証として販売された水産物もしくは水産製品を UoC（認証単位）までトレースバックできるシステムが UoA（審査単位）になければならない。
- 7.12.1.2 認証水産物もしくは水産製品を UoC まで遡って確実にトレースバックするための適切な記録を維持しなければならない。☑
- 7.12.1.3 認証機関は「MSC 本審査報告用テンプレート」に基づいてリスク要因を検証し、それが認証製品の整合性に及ぼすリスクを確認し、そのリスクがどのように管理され軽減されているかを確認して記録しなければならない。☑
- 7.12.1.4 それぞれのリスク要因について、現在のリスク及びその軽減、管理の詳細について記述する。☑
- 7.12.1.5 認証機関は以下を特定し記録しなければならない： !!
- a. 認証単位
 - b. 製品の所有権が変わる時点
 - c. CoC が必要とされる時点
- 7.12.1.6 認証の適用範囲内に IPI 資源が含まれる場合、審査チームは附属文書 PA に従って、以下を含めてトレーサビリティシステムの検証について報告しなければならない。
- a. 附属文書 PA に記載されている、魚種、資源、IPI 資源の比率と重量、及び CoC 認証についての適格性。
- 7.12.2 7.12.1 に従い、システムが十分に機能していると認証機関が判断した場合には、審査単位による漁獲物・漁獲製品は認証を受けた CoC に進むことができ、MSC 認証製品として販売することができ、MSC エコラベルを表示することができる。
- 7.12.2.1 認証機関は、認証を使用する資格を持つ事業者とその種別及び CoC 認証が必要となる時点を含めた漁業認証範囲を決定し記録しなければならない
- a. 漁業認証書の適用範囲内にはない事業者が製品の所有権が移る場合、当該事業者は必ず CoC 認証を取得する必要がある。
 - b. 審査チームが認証製品とされる漁獲物や漁獲製品が認証単位から供給されたものであることを確認するシステムが不十分であると判断した場合、製品の所有権が移行する以前でも CoC 認証が必要となる場合もある。
- 7.12.3 7.12.1 に則って、認証機関がシステムが不十分であると判断した場合、認証機関は報告書に、審査単位からの漁獲物や漁獲製品は MSC 認証製品として販売し

たり、MSC エコラベルを表示する資格がないことを記さなければならない。

- 7.12.3.1 この決定は、後の審査において認証機関によって見直されない限り効力を
持ち続ける。
- 7.12.4 認証資格のない不適合製品を MSC 認証製品として販売もしくはラベル表示をし
てしまった場合、UoA は以下の手続きをとらなければならないことを、認証機関
は UoA に通知しなければならない。🔵
- 事態が発覚してから 4 日以内に影響を被った顧客及び認証機関に通知する
 - 認証機関によって製品の認証状況が確認されるまで、不適合製品の在庫を
MSC 認証製品として販売することを即時中止する
 - 認証機関に協力し、その事態の原因を特定し必要な是正措置をとる

7.13 クライアントレビュー用予備報告書案

- 7.13.1 条件 (7.11) 及びどの時点で漁獲物が CoC に入るか (7.12) が決まった段階で、認
証機関は以下のことを行わなければならない。
- 7.13.1.1 クライアントに予備報告書案を提出する。
- 7.13.1.2 予備報告書案をはじめとする全ての漁業審査報告書が、
<http://www.msc.org/documents/scheme-documents> から入手できる「MSC
本審査報告用テンプレート」に確実に則っているようにする。
- 認証機関は、漁業の発表時点における「MSC 本審査報告用テンプレ
ート」をはじめとする全てのバージョンを使用する。
- 7.13.2 審査チームが決定を下すのに十分な情報が入手されなかった、あるいはその決
定が誤って下されたという懸念がクライアントにある場合、認証機関はクライ
アントに、審査チームへの問い合わせの機会を与え、該当箇所の再検討を行な
わなければならない。
- 7.13.2.1 予備報告書案に対して、追加の主張や事実の誤りに対する主張がある場合
には、認証機関はクライアントに、その根拠となる客観的な証拠の提供を
要請しなければならない。
- 7.13.2.2 審査チームは、報告書の修正に係るクライアントの要望を受け容れる必要
はないが、クライアントのコメントについてのいかなる回答についてもそ
の正当性を示さなければならない。
- 7.13.2.3 クライアントには、予備報告書案を受理後、報告書案の検討とそれへの返
答のために最大 30 日間を与えられなければならない。🔵
- 7.13.3 クライアントからのコメントや修正の後（ある場合）、審査チームは予備報告
書案を訂正、あるいは訂正せずに、ピアレビュー報告書案とする。
- 7.13.4 クライアントや審査チームのコメントはすべて文書化して認証機関が保管し、
要請に応じて誰にでも公開しなければならない。

7.14 ¹ピアレビュー及びピアレビュー報告書案^①

- 7.14.1 認証機関は外部専門家によるピアレビュー用報告書案の査読を、ピアレビュー・カレッジの専門家に依頼しなければならない。
- 7.14.2 認証機関はピアレビュー・カレッジに、漁業の審査入り発表のコピー、通知報告書および審査のタイムラインを提出し、ピアレビューのタイムフレームを明記しなければならない。
- 7.14.2.1 認証機関は必要に応じて、MSC のウェブサイトに掲載されているタイムフレームを順次更新しなければならない。
- 7.14.2.2 認証機関はピアレビュー・カレッジに対して、ピアレビューに影響がおよぶタイムフレームへの変更を通知しなければならない。
- 7.14.3 認証機関はピアレビュー・カレッジから以下の情報を入手しなければならない。
- 7.14.3.1 ピアレビュー候補者の氏名、資格および適格性。
- 7.14.3.2 ピアレビューに必要とされている適格性を候補者が有しているという確証。
- 7.14.3.3 認証機関が示した期間内において、ピアレビュー候補者のスケジュールが空いているという確証。
- 7.14.4 ピアレビュー候補者の潜在的な利益相反について、ステークホルダー協議が行えるよう、認証機関は現地訪問後、登録されているすべてのステークホルダーの連絡先をピアレビュー・カレッジに提供しなければならない。❑
- 7.14.5 認証機関は、クライアントに予備報告書案を提出する際に、ピアレビュー・カレッジにも一部コピーを提出しなければならない。❑
- 7.14.6 認証期間はピアレビュー報告書案の完成予定日を確認しなければならない。
- 7.14.8 認証機関はピアレビュー・カレッジに、ピアレビューと審査されている漁業との間に何ら利害関係がないことを確認しなければならない。
- 7.14.8 ピアレビューは通常2名おこななければならない。
- 7.14.8.1 特定の条件を満たせば、ピアレビューは1名でも、3名以上でもよい。❑
- 7.14.8.2 最終的なピアレビューの人数については、認証機関とピアレビュー・カレッジとで合意しなければならない。
- 7.14.8.3 ピアレビューの選定はピアレビュー・カレッジに委ねられる。❑
- 7.14.9 認証機関は7.14.3.1 および7.14.3.2の情報を、パブリックコメント用報告書案をはじめとする報告書に含めなければならない。
- 7.14.10 ピアレビュー報告書案はピアレビュー・カレッジに送らなければならない。こ

¹ Derogation: CABs shall apply section 27.14 of the MSC Certification Requirements version 1.3 until the MSC publicly announces on the MSC website and notifies CABs that the Peer Review College has been established to undertake the activities detailed in section 7.14 of version 2.0. 特例：認証機関は、v.2.0の7.14の活動がピアレビュー・カレッジによって行なわれるとMSCのウェブサイトで公表、通知されるまでは、MSC 認証要求事項 v.1.3の27.14を適用しなければならない。

のピアレビュー報告書案にはクライアントの行動計画、条件が付けられた場合にはその条件、得点、重み付け、結論案が含まれていなければならない。

- 7.14.10.1 認証機関は報告書を作成する際に「MSC 本審査報告用テンプレート」を使用しなければならない。
- 7.14.11 ピアレビューからの書面でのコメントを受け取った後、審査チームは以下を行わなければならない。
 - 7.14.11.1 指摘があった事項に明確に対処し、採点や条件、報告書案に適切と考えられる修正を加える。!!
 - 7.14.11.2 ピアレビューのコメントやそれに対する審査チームの返答、適切と考えられる変更をピアレビュー用報告書案に加え、パブリックコメント用報告書案を作成する。
 - 7.14.11.3 必要に応じて条件を修正し、適宜、クライアントによる行動計画も確実に修正する。

7.15 パブリックコメント用報告書案

- 7.15.1 パブリックコメント用報告書案（PCDR）には、以下が含まなければならない。
 - a. 得点と重み付け
 - b. 申請者に認証の可否についての結論案
 - c. 目標資格発行日
 - d. 監査プログラム
 - e. 条件
 - f. 条件のためのクライアントの行動計画
- 7.15.2 報告書の査定表における記述の裏付けとなる内容は表の「参照」セクションに記載し、文書内に参照先の番号もしくは著者、日付などを記入しなければならない。
- 7.15.3 認証機関は報告書を作成する際には、「MSC 本審査報告用テンプレート」を使用しなければならない。
 - 7.15.3.1 認証機関はステークホルダー及びピアレビューがコメントできるよう、少なくとも 30 日間、パブリックコメント用報告書案を公開しなければならない。
追加の主張や事実の誤りなどの主張があるステークホルダー及びピアレビューには、それを裏付ける客観的証拠を提供しなければならない旨通知しなければならない。
- 7.15.4 認証機関はパブリックコメント用報告書案の別セクションあるいは附属文書に以下の情報を含めなければならない。
 - 7.15.4.1 コンサルテーション期間中にステークホルダーから以下に関して寄せられた書面によるコメント（ある場合のみ）。

- a. 本審査の発表
 - b. 修正されたデフォルトツリー及び／もしくは RBF (附属文書 PF) の適用の申請。
- 7.15.4.2 現地訪問の際に寄せられた、書面による審査結果に関わるすべてのコメント、及び口頭によるコメントの詳しい概要。以下に影響する可能性のあるものを含む。
- a. 60 未満になる可能性のある PI スコア。
 - b. PI スコア 60 から 80。
 - c. ひとつ以上の PI の変更により原則レベルの総合得点が 80 未満になる PI スコア。
- 7.15.4.3 7.15.4.1 及び 7.15.4.2 に示されたコメントに対する審査チームの明確な回答
- a. 認証機関は以下のことを具体的に明記しなければならない。
 - i. 採点の修正があった場合には、その事実および論理的根拠や条件付け。
 - ii. 修正の提案があったにもかかわらず、修正が行われなかった点、およびその裏付けとなる根拠。
- 7.15.5 審査チームはコンサルテーション期間中(7.15.3.1)に寄せられたステークホルダーおよびピアレビューからのコメントを踏まえ、パブリックコメント用報告書案を見直し、必要に応じて修正を加え、最終報告書草案を作成しなければならない。
- 7.15.6 得点の変更は以下の場合のみ認められる。
- a. 7.15.3.1 のステークホルダー協議において、ステークホルダーおよびピアレビューのコメントによってその正当性が認められる。
 - b. 得点変更の正当性を検討する上での情報が PCDR 発行時に入手できていた。

7.16 決定

- 7.16.1 審査チームは 7.15 に従って PCDR への変更を考慮し、結論案を確定もしくは変更しなければならない。
- 7.16.2 審査チームは 7.17 に従い、最終報告書の中で、最終的な結論を記録しなければならない。

7.17 最終報告書

- 7.17.1 審査チームは最終報告書を作成する際、「MSC 本審査報告用テンプレート」を用いなければならない。
- 7.17.2 認証機関は、漁業認証審査プロセスに関わっているステークホルダーに、最終

報告書の存在を積極的に通知しなければならない。

7.18 異議申し立て手続き

- 7.18.1 認証機関は、附属文書 PD に則り、最終報告書及び決定が MSC ウェブサイト上に掲載されてから 15 日稼働日に MSC の独立裁定人異議申し立て委員会に異議を申し立てることができることに留意しなければならない。
- 7.18.2 認証機関は以下のいずれかが確認できるまで、認証に関する決定をしてはならない。
- 7.18.2.1 英国における 15 日稼働日の異議申し立て期間が終了し、異議申し立てがされていない。もしくは
 - 7.18.2.2 異議申し立てが受理された場合については、附属文書 PD に則った異議申し立て手続きが終了する。

7.19 公開用認証報告書

- 7.19.1 本審査のプロセスが終了した時点で認証機関は最終報告書（7.17）と、該当する場合は異議申し立て手続き（7.18）によって発生する書面による決定を組み込んだ公開用認証報告書を完成させなければならない。この公開用認証報告書は、漁業を認証する、もしくは認証に至らなかった旨を表明する目的で公表されなければならない。
- 7.19.2 公開用認証報告書の作成には「MSC 本審査報告用テンプレート」を用いなければならない。
- 7.19.3 審査単位（UoA）に他の漁業者が含まれている場合には、認証機関は公開用認証報告書の発表直後に以下のことを行わなければならない。
- 7.19.3.1 認証共有メカニズムの説明文を MSC に提出し、MSC ウェブサイト上に掲載出来るようにする。
- 7.19.4 発行した認証取得登録証を使用できる法人とそうでない法人を明確にしなければならない。CoC 認証を取得し、MSC エコラベルを表示できるのは有効な漁業認証登録証に掲載、あるいは言及されている漁業者によって収穫された漁獲物のみである。
- 7.19.4.1 この場合の法人の定義については、認証機関は、クライアントが認証登録証の使用を許可したい加工業者や漁業団体、その他クライアント・グループメンバーを意味するものとして捉えなければならない。
 - 7.19.4.2 認証機関は、MSC のウェブサイト用に、以下の点を明記した文書を MSC に提供しなければならない。
 - a. 認証登録証に記載される資格のある当事者（漁船、船団および／もしくは企業を含むクライアント・グループのメンバー）
 - b. 認証共有システムを利用することで、認証登録証を使用することのできる漁業者がいる場合にはその漁業者の名前。
 - c. 認証漁業由来の水産物が CoC に入ることのできる水揚げ地点もしくは

その他の移動地点。

7.20 認証の決定および認証登録証の発行

- 7.20.1 認証機関が認証の授与を決定した場合、公開用認証報告書が MSC のウェブサイトに掲載されるまで、認証書の正式な授与を行ってはならない。
- 7.20.2 認証機関は各認証登録証の発行日から 10 日以内にコピーを MSC に提出しなければならない。
- 7.20.3 認証登録証に記載されている内容に変更があった場合、認証機関は変更があったから 10 日以内に更新された登録証のコピーを MSC に提出し、MSC ウェブサイト上に掲載できるようにしなければならない。

7.21 認証取得に至らなかった、もしくは認証を取りやめる漁業


審査を取りやめる漁業

- 7.21.1 漁業クライアントおよび認証機関が審査を取りやめる決定をした時点で、漁業は随時審査を中止し、MSC ウェブサイトから名前を取り除くことができる。

認証取得に至らなかった漁業

- 7.21.2 認証機関が漁業に認証を授与できないと判断した場合、一般公開された公開用認証報告書は、
 - 7.21.2.1 当該漁業が将来、認証を再考する前に必要な必須条件や具体的な措置を特定してはならない。
 - 7.21.2.2 60 を上回るものの 80 に満たない PI に関しては拘束力のない条件の草案を作成し、概要を記述しなければならない。
 - 7.21.2.3 記述されている条件の概要があくまでも、漁業が認証されるために必要とされたかも知れない行動を示唆する、拘束力のないものであることを明記しなければならない。
 - 7.21.2.4 7.11.2 にあるような、条件についてのクライアントの合意を含めてはならない。

審査を再度受ける漁業

- 7.21.3 認証に至らなかった漁業が審査を再度受ける場合、再審査の事前報告書案、ピアレビュー用報告書案、公開用報告書案、最終報告書、及び公開用認証報告書の完全版が作成されなければならない。 
- 7.21.4 報告書はまた、
 - 7.21.4.1 漁業が再審査を受けていることを明記する。
 - 7.21.4.2 以下を含む初期審査の詳細の概要を述べる。
 - a. 初期審査の結果

- b. 認証を授与しないことを決定した日付。
- 7.21.4.3 初期審査と得点異なる PI を明確にし、更に／もしくはその論理的根拠を述べる。

7.22 漁業認証登録証の範囲拡大（迅速審査）

- 7.22.1 以下の条件を満たせば、現在の漁業認証登録証の適用範囲に他の漁業を含むことができる。
- 7.22.1.1 新規申請審査単位の P1 の対象魚種が、現在の認証登録証の P1 もしくは P2 で過去に審査を受けている。
 - 7.22.1.2 2つの漁業の審査ツリーに共通の要素がある。
 - 7.22.1.3 地理的に近い漁業である。
- 7.22.2 漁業認証登録証の範囲拡大のために迅速審査を要請する場合、有効な MSC 認証書を保持していなければならない。
- 7.22.3 認証登録証を有しているクライアントが認証範囲の拡大を要請した場合、認証機関は既存の認証を取得する際に使用されたものと同じバージョンの審査ツリーを使用して新たな審査単位の審査をしなければならない。
- 7.22.4 認証機関は、新たに申請された審査単位の評価項目を確認し、認証漁業と同じ項目がどれかを確認するためにギャップ分析を行わなければならない。
- 7.22.4.1 新たな漁業者の審査ツリー項目が認証漁業と同一の場合、「その他の有資格漁業」グループとして扱われる。
 - a. 審査に入る時点で、「その他の有資格漁業」、つまり審査単位に含まれる漁業として明確に確認することできなかったとしても、以下の条件が当てはまる場合には、認証範囲の拡大が可能な場合もある。
 - i. 認証登録証への加入を申請している漁業にまで認証を拡大する意志がクライアントにある。
 - ii. 全ての審査ツリーの項目が既存の認証登録証と同一であることを認証機関が確認する。
 - iii. 認証登録証の範囲を拡大したとしても、いずれの業績評価指標にも影響がないことを認証機関が確認する。
 - 7.22.4.2 審査ツリーの項目に認証漁業の項目と異なる場合、認証機関は附属文書 PE の手順に従って迅速審査を行わなければならない。
- 7.22.5 審査の結果、認証範囲の拡大が認められた場合、拡大された認証登録証の有効期間は既存の認証登録証と同じでなければならない。
- 7.22.6 拡大された審査単位と元の認証漁業の再審査は、審査ツリーの最新バージョンを使って同時に行われなければならない。
- 7.22.7 本セクションおよび附属文書 PE で示された迅速審査のメカニズムは、原則 2 の対象となっていた魚種を原則 1 の対象とすることで審査単位を修正しようとしている既存の漁業にも適用することができる。

認証の共有に関する認証機関の支援

- 7.22.8 認証登録証に「その他の有資格漁業」が記載されており、もしくは認証共有のメカニズムが組み込まれている場合には、認証機関は、認証共有の申請を受けてから 30 日以内に、クライアントおよびその他の有資格漁業の認証共有の実現に誠意を持って取り組まなければならない。
- 7.22.9 認証共有の合意等により、認証有効期間中にクライアントグループのメンバー、もしくは認証単位に変更があった場合、認証機関はその変更があつてから 10 日以内に 7.19.3.1 に則り、更新情報を MSC のウェブサイト上に掲載できるようにしなければならない。☑

7.23 監査☑

監査レベル

- 7.23.1 認証機関は、本審査、監査、及び再認証審査それぞれの期間中に、審査チームはクライアントからの情報を検討し、認証取得漁業が受ける監査レベルを決定しなければならない。
- 7.23.2 審査チームが軽減監査（7.23.4 参照）で良いと判断した場合を除いて、監査は表 5 に示されたデフォルト監査のレベルで行われなければならない。☑

表 5: 監査レベル

監査レベル	監査のタイプ及び回数
レベル 6 デフォルト監査	4 回の現地監査
レベル 5	3 回の現地監査 1 回のオフサイト監査
レベル 4	2 回の現地監査 2 回のオフサイト監査
レベル 3	1 回の現地監査 3 回のオフサイト監査
レベル 2	1 回の現地監査 2 回のオフサイト監査 1 回の情報の検証
レベル 1 最小監査	1 回の現地監査 1 回のオフサイト監査 2 回の情報の検証

- 7.23.3 漁業の特徴に応じて以下の監査方法を利用できる。

- 7.23.3.1 現地監査—クライアントとの対面での関わり、ステークホルダーの聞き取り調査、および漁業の管理体制や科学的な内容の変化の検討を現地に行う。☑

- 7.23.3.2 オフサイト監査—クライアントとの関わり、ステークホルダーの聞き取り調査、および漁業の管理体制や科学的な内容の変化の検討を遠隔地で行う。
- 7.23.3.3 情報の検討—クライアントの意見を聞き、詳しい調査が必要となる問題があるかを確認する遠隔監査である。認証機関は情報を検討した結果を公開する。
- 7.23.4 認証機関は、未達成の条件の数、および条件達成に関する情報と進捗状況を認証機関が遠隔でどの程度確認できるかによって、監査レベルの軽減の可能性、およびチームメンバーの人数を決定しなければならない。■
 - 7.23.4.1 初回認証期間中は、少なくとも2名による監査を実施しなくてはならない。現地監査の場合、少なくとも1名の監査員が現地に赴き、遠隔地にいる監査チームのサポートを受けながら監査を実施しても良い。
 - 7.23.4.2 2回目以降の認証期間の場合、1つの原則にのみ条件が設定されている、もしくは条件が全くない場合に限り、監査員を1名に減らしても良い。
 - 7.23.4.3 認証機関は、情報、および条件達成に向けた進捗状況を遠隔で確認する能力についての自身の信頼性の程度により、監査レベルを決定しなければならない。
 - a. 監査レベル1が適用されるのは、審査もしくは監査の結果、条件がない場合のみである。
- 7.23.5 認証機関は、軽減監査レベルを適用するにあたり、漁業が7.23.4の要求事項を満たしている論理的根拠を挙げなければならない。

監査のタイミング

- 7.23.6 監査は認証の応当日に行わなければならないが、以下の場合を除く。
 - 7.23.6.1 認証機関は、漁業の状況により監査の時期をずらすことが妥当と判断した場合、認証の応当日の前後6ヶ月まで監査時期をずらすことができる。
 - 7.23.6.2 年応当日に監査を実施しない理由を、監査計画に記さなければならない。
- 7.23.7 認証の5年目の応当日までに4回の監査が行わなければならない。

監査計画

- 7.23.8 審査チームは、7.23.1~7.23.7に従い、認証期間中の監査について合意しなければならない。■
- 7.23.9 監査計画はパブリックコメント用報告書案に含めなければならない。
 - 7.23.9.1 審査チームは、最終認証報告書および公開用認証報告書のために監査計画案を見直し、審査に変更を反映させなければならない。
- 7.23.10 監査の結果を受け、監査計画の変更を行うことができるが、その旨を監査報告書に加えなければならない。

監査の準備

- 7.23.11 認証機関は以下のことを含め、それぞれの監査を計画しなければならない。

- 7.23.11.1 初回の監査の場合、元の審査チームメンバーと同等の専門知識を有する2名以上の監査員を任命しなければならない。
- チームは、チームリーダー及び最低1名のチームメンバーで構成されなければならない。チーム全体で表 PC3 の漁業チームの資格および適格性基準の少なくとも3つを満たしていなければならない。
- 7.23.11.2 2年目以降の監査の場合、7.23.4.2に従って監査を実施するために、認証機関は監査員を1名以上任命しなければならない。
- 2名以上の監査員が任命された場合には、7.5.1の要求事項を適用しなければならない。
 - 7.23.11.2に準じて監査員が1名の場合、任命された監査員は以下の条件を満たしていなければならない。
 - 表 PC1 に示されたチームリーダーの条件および、漁業の未達成の条件の監査に必要な漁業チームの資格および適格性基準（表 PC3）の少なくとも一つを満たしている、もしくは
 - 表 PC2 に示されたチームメンバーの条件および、漁業の未達成の条件の監査に必要な漁業チームの資格および適格性基準の少なくとも一つを満たしている。ただし、この場合は監査を確実に監督できることを認証機関が実証できなければならない。
- 7.23.11.3 認証機関は監査チームが漁業の地元情報を確実に把握し、審査で RBF が使用された場合には、表 PC3 の RBF 要求事項を満たさなければならない。
- 7.23.11.4 認証機関は「MSC 監査通知用テンプレート」(<http://www.msc.org/documents/scheme-documents>) を使用し、以下をステークホルダーと MSC に通知しなければならない。
- 監査活動の日時
 - 監査活動が行われる場所
 - 監査対象
 - 監査を行う監査員の能力及び専門知識
- 7.23.11.5 認証機関はこの情報を MSC のウェブサイトに掲載できるよう、少なくとも監査実施の30日前までに提出しなければならない。

監査活動

- 7.23.12 現地監査及びオフサイト監査において、認証機関は以下の活動を行わなければならない。
- 7.23.12.1 クライアントから積極的に以下に関する意見を求める。
- 漁業及び管理における変化
 - 認証に付けられた条件に関連する漁業の業績
 - トレーサビリティ及び MSC 認証製品と非認証製品の分離能力に影響を及ぼす漁業内での出来事や変化
 - 漁業内での他の重要な変更

- 7.23.12.2 ステークホルダーと面談をして積極的に意見を求め、ステークホルダーの懸念を確実に把握する。
- a. 面談に応じたくないステークホルダーに対しては、審査チームに書面にて情報を提供することができることを通知する。
- 7.23.12.3 情報へのアクセスに関する 4.3~4.5 の要求事項を適用する。
- 7.23.12.4 以下について検証、確認する。
- a. 管理システムに関して実施される可能性のある、あるいはすでに実施された変更。
 - b. 変更あるいは追加/削除された規制。
 - c. 研究部門、管理部門、業界の人事異動及びそれが漁業管理に及ぼす影響。
 - d. 資源評価を含む情報の科学的根拠に関する変更の可能性。
 - e. トレーサビリティに影響を及ぼす変更。
- 7.23.12.5 PI スコアの得点要因に変更があった場合、認証機関は下記の手続きを踏まなければならない。
- a. 得点要因の何に変更があったかを報告し記録する。
 - b. 7.10 の規定に従い、当該 PI に関して採点をやり直す。
 - i. 新しい得点が 80 に満たなかった場合、認証機関は条件を決定し、クライアントにその条件のためのクライアント行動計画の作成を要請する。
- 7.23.13 それぞれの現地監査もしくはオフサイト監査毎に、査察チームは認証条件の進捗状況を審査しなければならない。
- 7.23.13.1 監査チームは認証条件の順守、進捗、達成状況を審査しなければならない。☑
- a. 認証機関は、初回認証条件に対する認証条件の順守、進捗、達成状況を、定性的あるいは定量的な形式を用いて記録しなければならない。
 - b. 認証機関は、進展が予定通りなのか、予定より早いのか、あるいは遅れているのかについて、その判断の論理的根拠も含めて記録しなければならない。
 - i. 測定可能な結果、予期される結果、もしくは、条件の設定時に明示された（暫定的な）節目への到達が、予定よりも遅れていると判断された場合、認証機関は、条件設定時の期限までに条件を満たせるよう、12 か月以内に必要な改善措置を設定しなければならない。
 - c. 条件が満たされ、結果が達成されたことを確認するために、認証機関は以下のことを行わなければならない。
 - i. 関連する客観的証拠を検証した後、
 - ii. その条件に関連する全ての PISG を再採点し、得点が 80 より上の場合にのみ、条件を終了する。その際、

- A 再採点と条件の終了についての論理的根拠を監査報告書に記録しなければならない。
- 7.23.13.2 予定より遅れていると判断された後 12 ヶ月以内にまだ計画に沿った進捗が見られないと認証機関が判断した場合、認証機関は、
- a. 進捗が充分でないと判断する。
 - b. GCR7.4 の要件を適用する（認証の一時停止、または認証からの離脱）
- 7.23.13.3 条件の要求事項を変更する場合、認証機関は監査報告書にその正当性を書面で提示しなければならない。
- 7.23.14 情報の検証の監査の場合、認証機関は以下を行わなければならない。
- 7.23.14.1 7.23.12.1 及び 7.22.12.5 に規定されている活動を行う。
- 7.23.14.2 情報の検証の監査の際に、PI の得点に影響を及ぼす可能性のある新たな情報が得られた場合には、認証機関は 7.23.12 に則って、オフサイト監査を行わなければならない。
- 7.23.15 オフサイト監査または情報の検証の実施に必要な情報が提供されていない、または得られないと判断した場合、認証機関は現地監査を行わなければならない。

報告

- 7.23.16 認証機関は、下記に準じて適切なテンプレート (<http://www.msc.org/documents/scheme-documents>) を使用し、監査報告書を作成しなければならない。
- 7.23.16.1 現地監査及びオフサイト監査の場合、漁業監査報告書は「MSC 監査報告書テンプレート」に従う。
- 7.23.16.2 情報の検証の監査の場合、情報の検証の漁業監査報告書は「MSC 監査時の情報検討用テンプレート」に従う。
- 7.23.17 認証機関は、監査によって生じた新たな要件や条件と共に、クライアントに監査報告書を提出しなければならない。
- 7.23.17.1 新たな条件が設定された場合、認証機関はクライアントに行動計画の策定を要請しなければならない。
- 7.23.18 監査報告書は、監査終了後 60 日以内に MSC に送付され、MSC のウェブサイトに掲載されなければならない。
- 7.23.19 認証機関は、年次監査の際にステークホルダーから送達された陳情書を、年次監査報告書の中の別セクションとして組み込むか、附属文書として添付しなければならない。更に、採点、論拠、条件に対してどのような変更を審査チームが行ったか、変更を行わなかった場合にはその正当性に関する明確な回答も組み込まなければならない。
- 7.23.20 各監査報告書を提出する際に、認証機関は直近の漁獲年の漁獲高に占める各認証単位の漁獲高を MSC のデータベースに記入しなければならない。

監査におけるその他の検討事項

7.23.21 認証範囲に IPI 種が含まれている場合、監査チームはそれぞれの監査毎に附属文書 PA の規定を順守しなければならない。

前倒し監査

7.23.22 以下のことが発覚した場合、認証機関は前倒しの監査を行い、必要に応じて書類の見直し及び現地監査を行わなければならない。

7.23.22.1 認証機関が、漁業の状況に関連する重大な変更、もしくは大きな変更を起こす可能性のある新たな重要な情報を認識した場合。■

- a. 重大な変更とは、認証状況に対して重大であることを意味する。適用範囲の変更、PI の得点が 60 未満、あるいは成果に関する PI 得点が 80 未満、原則レベルでの合計平均が 80 未満になるような変化は、認証状況にとって重大と見なさなければならない。
- b. 不要な前倒し監査を回避するために、認証機関は、漁業状況もしくは管理状況に重大な変更が実際に発生しているという結論を裏付ける情報が得られた場合にのみ前倒し監査を行うようにする。
- c. 新たな重要な情報とは、初期審査から認証登録証の発行までの時期を含む認証状況に関連する情報で、認証状況に対して重大と見なされる情報をいう。

7.23.22.2 前倒し監査の実施方法は、認証機関の判断で、情報の検証、オフサイト監査、現地監査の中から選ぶことができる。

7.24 再審査（更新審査）

7.24.1 認証機関は、認証取得日より 4 年目の応当日までに認証漁業の再審査を開始すべきである。具体的なタイミングや計画については、クライアントと協議の上、認証機関が決定する責任がある。

再認証審査

7.24.2 認証漁業の再審査を行うにあたって、認証機関は以下の手続きを踏まなければならない。

7.24.2.1 再審査時に効力を持つ「MSC 認証要求事項」の全てのステップを適用する。

- a. 初回審査で修正ツリーが使用されていた場合で、MSC から新規のデフォルトツリーが発行されていない場合には、認証機関はその修正ツリーの再適用を検討すれば良い。

7.24.2.2 すべての監査報告や結果を考慮し、認証条件に対する進捗状況を評価しなければならない。■

7.11.1.3 の特別な事情、もしくは項目（b）が適用される場合を除き、漁業はすべての条件や節目の目標を達成していなければならない。

- a. まだ達成されていない条件がある場合、認証機関はセクション

7.23.13.1 と 7.23.13.2 (7.23.13.2b は除外) を適用し、条件や節目目標達成に向けてどれだけ適切に対処しているかを判断しなければならない。進捗が不適切であると判断した場合、認証機関は新たな認証を授与してはならない。❏

- b. 「更新審査で使用される審査ツリーと異なる審査ツリーの PI に対して条件が付けられた漁業の場合、認証機関は、前回の認証に付けられた条件が、再審査用ツリーにおける PI、もしくは、対応する PI に対して SG80 を獲得するのに適切かどうかを考慮し、❏
 - i. 設定された条件が、更新審査用ツリーにおいて SG80 を獲得するのに適切な場合、それらの条件に対する進捗を上記 (a) に沿って、評価しなければならない。
 - ii. 設定された条件が、更新審査用ツリーにおいて SG80 を獲得するのに適切ではない場合、認証機関は SG80 レベルの結果を達成するために必要と思われる行動を検討し、結果が達成できたか否かを評価しなければならない。
 - A SG80 レベルに達していない場合、更新審査用ツリーに則った条件に書き換え、その達成期限を更新認証の有効期間内としなければならない。
 - B SG80 レベルに達している場合、もしくは条件の達成度が更新審査用ツリーのいずれの PI においても SG80 に満たない点数となるような影響を及ぼさない場合、条件は終了としなければならない。

7.24.2.3 上記に関わるすべての懸案事項を記録し、それに関する決定を行なった際には、その論理的根拠も記録する。

7.24.3 認証範囲に IPI 資源が含まれている場合、審査チームは附属文書 PA に従わなければならない。

7.24.4 附属文書 PD で定められた異議申し立て手続きは、漁業の認証更新審査にも適用されることに認証機関は留意しなければならない。

7.24.4.1 クライアントの認証更新に対して異議申し立てがあった場合、異議申し立て手続きが完了されるよう、認証機関は認証有効期限を最長 6 ヶ月まで延長することができる。

7.24.5 認証機関は、「MSC 本審査報告用テンプレート」に適合する本審査報告書を作成しなければならない。❏

再認証軽減審査

7.24.6 以下の条件を満たす漁業については再認証軽減審査を適用することができる。

- a. 前回の認証もしくは認証範囲の拡張にカバーされていた。
- b. 3 回目の監査で未達成の条件がなく、また
- c. 規準に関するステークホルダーのコメントへの対応が、3 回目の監査までに全て完了していることを認証機関が確認している。

7.24.7 再認証軽減審査の適用を受ける資格を持つ漁業の再認証審査入りを発表する

際、認証機関は漁業が 7.24.6 の再認証軽減審査の要求事項をどのように満たしているかについて詳細な説明を行わなければならない。

- 7.24.8 再認証軽減審査は、通常の再認証審査の要求事項に準じなければならない。ただし、
- a. location. 認証機関においては、審査チームのメンバーを現地に 1 名派遣し、他のメンバーは遠隔地から審査に参加することができる。
 - i. 認証機関はこれまでの監査でステークホルダーより提起された問題、および遠隔地の審査員による包括的な検討のために十分な P1, P2, P3 に関する情報があるかどうかを基に、現地およびオフサイトの審査チームメンバーの適格性を判断しなければならない。
 - b. 再認証審査ピアレビュー報告書を査読するピアレビューアーは 1 名でよい。☑
- 7.24.9 再認証軽減審査報告書は「MSC 再認証軽減審査報告用テンプレート」に適合しなければならない。

8 認証機関に対する管理システム要求事項

- 8.1 認証機関は各漁業認証完了時に手続きの見直しを行い、審査プロセスの更なる改善に向け、修正すべき点や予防的措置を確認、記録しなければならない。その際、認証機関は以下のことを参考にしなければならない。
- 8.1.1 認証機関の活動や手続きに関してステークホルダー等から提出があった書面及び／あるいはコメント。

End of Fisheries Certification Requirements
